

第四十八回 参議院内閣委員会會議録第二十二号

昭和四十年五月十三日(木曜日)
午前十一時四十分開会

委員の異動

五月十二日

久保 等君

久保 等君

五月十三日

山本伊三郎君

山本伊三郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

柴田 栄君

栗原 祐幸君

下村 定君

伊藤 顕道君

源田 実君

塩見 俊二君

林田 正治君

三木與吉郎君

村山 道雄君

森部 隆輔君

八木 一郎君

占部 秀男君

光村 甚助君

鬼木 勝利君

國務大臣

大蔵大臣

運輸大臣

政府委員

總理府總務長官

總理府總務副官

官

總理府恩給局長

宮内庁次長

皇室經濟主管

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

日本専売公社監理官

大蔵省関税局長

運輸政務次官

運輸省鉄道監督局

運輸省鉄道部長

常任委員会専門員

大蔵省主計局給与課長

大蔵省国有財産局臨時貴金屬處理部長

国税庁次長

増子 正宏君

瓜生 順良君

並木 四郎君

鍋島 直昭君

村上孝太郎君

半田 剛君

佐々木庸一君

大久保武雄君

深草 克巳君

伊藤 清君

秋吉 良雄君

向井 正文君

喜田村健三君

本日の會議に付した案件

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○皇室經濟法及び皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合の年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額に改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合の年金の額に改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合の年金の額に改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柴田栄君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず委員の異動について御報告いたします。

昨十二日、久保等君が委員を辞任され、その補欠として占部秀男君が選任されました。

また本日、山本伊三郎君が委員を辞任され、光村甚助君が選任されました。

○委員長(柴田栄君) 恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。政府側からは、増子恩給局長が出席いたしております。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤顯道君 前回に引き続いて、本法案に関連の二、三問題について質問申し上げます。恩給局長に前もって要望申し上げておきますが、誠意を持ってひとつ要点を重点的に簡明にお答えいただきたい、あらかじめお願い申し上げます。

さて、最初にお伺いしたいのは、この前に、日・満・日と日・満のケースについては、ほぼ解決しておりますけれども、満・日の問題については、まだ解決の糸口はついておりませんので、前回も強く要望申し上げましたように、ひとつこの問題とは真剣に取り組んで、近い将来必ず解決できる、また解決しなければならぬ、こういうひとつ心組みで真剣に取り組んでいただきたい、こういうことを重ねて要望申し上げます。そうして次の抑留期間及び留用期間の通算について二、三お伺いしたいと思います。御承知のように、満洲国あるいは満鉄、満洲電電等の職員で、終戦時にソ連とか、あるいは中共地区に抑留または留用されたものが相当数あるわけです。これらの方々は、これは戦犯は別個といたしまして、いずれも職務のために抑留されたものであり、あるいは本人には何らの責任はないわけですから、国家の犠牲となって北北の異郷に、長い方は十年も、いわゆる磨削の辛苦をなめさせられた気の毒な方々であるわけです。そこで、ソ連、中共側では、これらの者を関東軍の軍属であると、あるいは軍事業務を担当した者の扱いをして拉致、留用したと、これが現実の姿であるわけです。ために心身を消耗し、引き揚げ後活動にも耐えないで、あるいはまた、就職口もふさがれて老後の生活に困窮しておる、こういう気の毒な方々、なおまた、抑留中に病没した方々もあるし、行方不明の方々もある。これらの抑留期間が在職期間として通算されていないのが現状です。これはいかなる理由によつてこういう不均衡、そうして不合理がまだにそのままになっておるのか、こういう理由をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(増子正宏君) 外国に終戦後抑留されておりました場合の期間につきましては、恩給公務員、すなわち文官なりあるいは旧軍人等につきましては、その期間中当然その身分を、公務員としての身分を持っていたということ、在職期間に入るわけでございますけれども、御指摘の、外国政府職員もしくはこれに準ずる特殊法人なり特殊機関の職員として留用なり抑留された場合のことを考えますと、その期間におきましてはすでに前の外国政府なりあるいは特殊法人の職員としての身分も失われておるといふふうに考えておるわけでございます。すなわち、身分等の面におきましては、一般の民間の方々と同様というふうに考えられますので、そういう立場において抑留なり留用されておりました人との均衡を考えますと、やはり現行法のように通算の適用外におくということのほうがまあいさゝか適當であるといひますか、要當であるという考え方で今日に至つておるわけでございます。

○委員長(柴田栄君) 恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。政府側からは、増子恩給局長が出席いたしております。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○委員長(柴田栄君) 恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。政府側からは、増子恩給局長が出席いたしております。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤道君 今日までは一般として扱ってきたという御見解でございますけれども、満州国、満鉄等、満州電報も含めて満鉄等、このものについては国家機関に準ずべきものである。もしくは国家そのものである。国家機関そのものである。こういうことについては、ずいぶん委員会でも私から説明を繰り返してきたものです。そういう確認に立つならば、従来はそういう一般者と同様に扱ってきたとしても、今日までは……、今後はひとつ、そういう認識の上に立つて、満州国、満鉄等については、国家の代行機関である。あるいは国家機関そのものであるという、そういう認識の上に立つて、今後はひとつ新たな認識でこういう問題を早急に解決すべきではないか、こういうことを強く要望したいわけですね。と申しますのは、これに比べて、あるいは朝鮮あるいは樺太等の在勤された官吏、軍人、軍属、こういう方が抑留された場合は、内地に上陸の日まで在職期間として通算されておられるわけですね。恩給とか、あるいは共済年金、あるいは一時退職金についても、通算措置が講ぜられておられるわけですね。しかも軍人については、今回の改正法案で、抑留期間一月分については、今月の加算、こういうことまでが認められようとしておられるわけですね。もし法案が通れば、一月分がさらに一月分の加算ということにもなるわけですね。こういうことをあわせ考えれば、国家公務員とその本質において変わりがないと、こういう認識の上に立つならば、満州国官吏、満鉄等の職員が、当然この抑留あるいは留用期間を通算してしかるべきだ、こういうことをはっきりと言えらるると思います。こういう朝鮮、樺太等のこういう者と比較して、あまりにも不均衡、あまりにも不合理ではないだろうか、こういうふうに断定せざるを得ないわけですね。この点をお聞かせいただきたい。

○政府委員(増子正宏君) 従来の考え方につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、なるほど御指摘のような角度から考えますと、いろいろと御意見がございまして、私ども

も承知をいたしておるわけでございます。その意味におきまして、従来検討しておったのでございますが、今回の改正案に載っておりますいわゆる抑留期間の加算の問題は、御指摘のように、ただいま御審議をいただいておりますので、御意見が、この問題等の関係もございまして、御意見もありましたから、今後引き続きこの問題につきましても、検討を進めたいと存じておる次第でございます。

○伊藤道君 満洲国とか、あるいは満鉄等の通算を認めた根本の趣旨は、その形式にとらわれないうで、実質的に国家機関の職員であつて、公務員と同様に扱われるのが、実情に即した合理的な措置である、こういう理由に基づくものであつたと思ふ。そうだとすると、たとえばシベリアに抑留された場合についても、ただ単に、単純な形式的な解釈ではなくして、いわゆる事態の実質を見きわめた上で、この抑留期間は日本公務員の在職とみなすのが適當ではないか、こういうことが言えると思ふのです。ね、こういう観点からも、この点はいかがですか。

○政府委員(増子正宏君) この通算問題についての基本的な考え方につきましては先生の御意見は、しばしば承っておりますので承知をいたしておりますが、私どもの考え方は必ずしも先生の考え方と一致してはいないということも、すでに何べんも申し上げたところでございますので、御理解をいただいております。したがって、あるいは満鉄等の職員の在職期間が、公務員と全く同じように扱ふべきであるから通算をしたのだというわけには、必ずしも私も考えていないわけでも、そのほか、そういう点ももちろんありますけれども、そのほか、それが後に国家公務員になつたとか、あるいはそういう外国等に行く前に日本の国家公務員であつたという、その国家公務員、あるいは恩給公務員、その自身関係、それに非常に重点を置いておるといふふうに私も考えるわけでございます。したがって、抑留期間、留用

期間が公務員としての在職期間と全く同じように見るべきだという御意見でございます。その後、国に帰つてきましてから、公務員になろうと、なるまいと無関係という御意見もあるいは出てくるのではないかと申すわけでございます。したがって、その留用期間が国家公務員と同視すべきであるということではなくして、その後国家公務員になつた、そして相当の年齢になるけれども、恩給もつかない、したがって、退職もなかなか困難であるというふうな事態を何らかの意味で救済しようという観点から、在満時代の在職期間もある程度通算するという措置がとられたものと理解しておられるわけでございます。そういうことでございまして、単に在職期間の評価を、それは公務員と同視すべきであるということばかりではなく、そういう点も重要ではありますけれども、そのみで通算という結論にはならないというふうな私どもも考えるわけでございます。しかし、いづれにしても、一つの政策的な配慮としまして、先生の御主張のようにやるべきであるという御意見、これは私も御意見として全く無視すべきではないというふうな、そういう考えは毛頭持つていないわけでございます。御意見として私ども十分敬意を表しておりますし、したがって、私ども従来もそうでございますが、今後におきましてもいろいろな角度から検討したい、こう思つておるわけでございます。

○伊藤道君 そのことにも関連して、三十八年の六月二十日の当委員会、その当時の徳安総務長官は、私の質問に対してこう言つておられるわけですね。法律的形式解釈でなく、政治的に真剣に取り上げて善処したい、善処する、こういふことをこの委員会の場で約束されておられるわけですね。それから二カ年経過しておられるわけですね。そこで、総務長官はお見えになりませんか、後ほど伺いたいと思つたが、副長官お見えになつておりますから、ここで約束された、真剣に取り上げて善処すると言われたのですから、その二カ年の間どのように真剣に取り組まれたのか、具体的に

的にこれを御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(古屋亨君) ただいま伊藤先生のお話でございますが、実は、御承知のように、昨年の四月に私ども恩給問題審査室というものを恩給局内につくりまして、こういう問題、抑留の問題、あるいはベースアップの問題等をずっと検討しておつたのでございます。ただ、昨年の四月にそういうものを設置いたしましたからでございますので、先般もお話し申し上げましたように、非常にいろいろな政策的な見地からも、検討しなければならぬ問題点が非常に多いことは御承知のとおりでございます。実は、昨年の四月一日に恩給問題審査室ができましたからは、いろいろの問題が

ありますが、大体ベースアップの問題を一番中心に検討しております、それが大体去年の十月から十一月ごろまでにその問題を中心にしてやっております。審査室はいまもずっと政令によりまして活動を続けております。一応このベースアップの問題が認められて法案があれいたしますと、私どもはそういうふうな先生のお話のありました抑留の点も含めまして検討してまいりたいと存じております。実は、何をしておつたかというお話でございますが、非常にいろいろの問題、抑留の問題、その他たくさんございます。附帯決議で御指摘になっているような点も多々ございまして、ただ、実際面におきましてそれをやらなかったのではなくて、時間的にベースアップの問題をとりあえず中心に検討しておりましたために、なおそういう問題の検討がおくれておられるわけでございます。この点、私も非常に遺憾に思つておりますが、この法案を御通過させていただきましますと同時に、その他の問題につきましても十分検討を続けてまいりまして、なるべく早い機会に結論を下しまして、そういう点についての政府としての考え方、政策的な考えをべき問題について取りまとめたいと思つておる次第でございます。

○伊藤道君 その御答弁はきわめて不満足です。もちろん、ベースアップの問題と真剣に取り組んでおられた。ベースアップもきわめて大事な

要素でありますから、これは異論のないところで
す。より一そう真剣に取り組んでいただきたいと
思う。ところが、総理府にはこういう担当の専門家
がたぐさんそろっておるわけですから、そのため
の総理府ですから、こういうものと並行して当然
真剣に取り組まなければならないと思うのです。
しかも、総務長官は、国会の場で約束されておる
わけです、真剣に取り組むというのを。しか
も、それから二年もたっているわけです。二カ
年たつて、まだ何ら具体化されないというにつ
いては、これはもう怠慢のそしりは免れないと思
うのです。ベースアップ、ベースアップと、ペー
スアップだけで取り組んだら、ほかのことは一切
できないということじゃないと思う。並行してや
るべきだと思ふのです。そのことについては、き
わめて遺憾の意を表さざるを得ないわけでは
す。

そこで、さらにお伺いしますのは、この抑留期
間について、いまいち要点申し上げたわけですが、さ
らに留用についても同じことが言えると思うので
す。満鉄あるいは電電等の優秀な特殊技術者、あ
るいは業務上専門知識を持った方あるいは長期経
験者、こういういわゆるエキスパートと言われる
ような方々は、終戦後も、長い方は、おそらく十
年以上おつたと思いますが、あるいはソ連に、あ
るいは中共等に、これは戦勝国の一方的な強制に
よつて、本人の意思にかかわらず、ソ連あるいは
中共の一方的な強制によつて留用された者がおつ
たわけではす。しかも、そのために帰国はしてく
る。当然の結果として就職の機会も失われる。
こういう方々についても、この留用期間は、外地
抑留者と全く同様、日本公務員の在職年数と見
なして通算すべきではなからうか。こういうこと
が実現された場合、はじめて不公平、不均衡とい
うものが正されることにならうかと思ふ。こう
いう点についてはいかがですか。

○政府委員(増子正宏君) 御指摘の留用の問題に
つきましても、私も同様に思つておるわけでは
ないかと思ふ。一応考
えておるわけではございません。

○伊藤道雄君 この留用とか抑留者については三
十八年の第四十三国会、そして昨年の第四十六国
会の当委員会、全会一致で附帯決議がなされて
いると思ふ。これはもう検討の余地はないと思
ふのです。国会の場で全会一致で附帯決議があつ
たことについては、政府はこれを最大限の努力
をもつて解決する、実現する義務があると思
ふのです。しかも、この附帯決議については、三十
八年から見ると、もう二年たつておるわけでは
ないけれども、この問題についてはいまだ解決を見
ないというところは、全く遺憾にたえないわけでは
す。これをひとつ早期実現してしまふべきだと思ひ
ます。恩給局長は恩給局長としての立場から、ま
た、総理府としての立場から、それぞれ今後の取
り組まれようとする熱意のほどをひとつお聞かせ
いただきたいと思ふ。

○政府委員(増子正宏君) 附帯決議の内容でござ
います。御承知のように、恩給関係につきまし
ては非常に問題がたぐさんございまして、改正案
を御審議いただきまます。附帯決議でそれらの
事項を取り上げられておるわけではございます。今
日まで、恩給局といつたしましては、それらの事項
につきましても最大限の努力をいたしてまいつて
いるわけではございます。御承知いただけますよう
に、最近におきます改正案の内容は、ほぼ従前の
附帯決議で取り上げられておる事項でございま
す。そういう意味におきまして、実現の努力をい
たしてはいるのでございまして、いろいろな
事情、私どもの力の足らざる等ございしまし
て、必ずしも全部が全部実現を見ていませんこと
は、まことに申しわけない次第でございまして。今
後におきましても、附帯決議の御趣旨を十分尊重
して、その実現に努力するということは変わりご
ざいせんので、その点特に御了承いただきたい
と思ひます。

○政府委員(古澤亨君) ただいま恩給局長からお
話になりましたとおりでございまして、私ども
も総務長官のもとに、ただいま恩給局長が御説明
申し上げましたことにつきましては、前向きな姿
勢をもちまして、附帯決議の指摘になりました事
項につきましても、一そう勉強させていただきます
て、いまのお話のような点の検討を進めてまい
りたいと思つておりますので、御了承を願つた第
二でございます。

○伊藤道雄君 この留用とか抑留期間について
は、時間の関係がありますので、言及したい点が
たくさんあるのですけれども、結局、抑留も留用
についても同様、いままで申し上げてきたような
よつてきたるゆえんもあるわけでありまして、こ
一段と前向きな姿勢でひとつ取り組んでいただき
たいということを強く要望して、この項を終わ
ておきます。

○光村基助君 関連。重複するかもしれませんが、
電電なんかにも勤めた人は、在職期間中のやつは恩
給に加算されましたね。去年ですか。そうする
と、今度の、いま問題になっているのは、抑留に
なつた場合には、そこで職員身分が切れたから
それは加算しない、こういうことなんですか。
○政府委員(増子正宏君) 満洲国政府その他のい
わゆる特殊法人、特殊機関等の在職期間の通算に
つきましては、昭和二十年の八月八日まで在職し
た者という法律の規定になっておりますので、そ
の後につきましては、もちろん通算の対象には
なつていないわけではございます。ただいま問題に
なつておりますのは、その後の期間において、特
に外国に抑留あるいは留用されておつた期間、何
年か抑留されて、そうして日本に帰つてきた、そ
の期間を公務員としての期間に通算するという問
題でございまして、それは先ほど申し上げました
ように、現在では通算の対象にはされていません
というところでございまして。

○光村基助君 軍人はどうなんですか。
○政府委員(増子正宏君) 軍人の場合には、終戦
によりまして直ちに軍人の身分を失つたという取
扱ひになっております。したがつて、外国
に抑留されております場合も、まだ軍人の身分を
持っている。そうして内地に帰つてきたときに、

初めてそこで復員ということで軍人の身分を失う
という取り扱ひになっておりますので、そういう
意味で、海外におりました期間は軍人としての在
職期間になっております。
○光村基助君 そうなれば、これは理屈の問題で
すよ。軍人は認めるのだ、しかし、日本には軍部
というものはもうなくなつてはいるはずなんです
ね。片方は抑留されても身分を失つたからだめ
だ、軍人のほうはまだ身分が残つておるというの
は、それはあなたのほうの解釈次第で、抑留され
たのはだれの責任なんですか。その本人がかつて
に抑留されたのですか。日本政府が戦争に負けた
から抑留されたんじゃないですか、どうなん
です。これはあなたのほうのえがかつてな解釈じゃ
ないかと私は思ふのですが、どうですか。
○政府委員(増子正宏君) ただいま申し上げまし
たのは軍人ということで申し上げたので、今日は
軍は解体しておるというお話しでございまして、
文官の場合もやはり同様でございまして。すなわ
ち、恩給公務員としての身分がなくなつておると
いうのがこれは従来の扱ひ方でございます。つま
り恩給法としては本来のやり方として今日に至
つては、御承知いただけます。ただし、御指摘の外国
政府職員等につきましては、実は従来からこ
も御議論いただいておるわけではございますが、本
来的に恩給法の対象ではなかつた職員でございま
す。もともと恩給法はその限りにおいては適用の
ない、いわば民間の方と同じような状態にあつた
方のことではございまして、それをどの程度恩給法
の中で取り扱つていくかという問題でございま
す。それにはいろいろな程度があるかと思ひま
す。すべて今日までのやり方におきましては、先
生が不合理だといふふうにおっしゃつた点が、実
は従来の扱ひとしては、何といひますか、適当と
いうことで今日に至つておるわけではござい
ます。

○光村基助君 関連質問だからあまりやらない
で、そしていままでこれはやられたことだと思ふの
です。しかし、これはだれが聞いても納得できま
せんね。抑留されたときに身分を失うのだから

ら、これは加算しないのだということは、これは一つのへ理屈ですよ。だから伊藤委員からも言われましたように、これはもっとやはり研究していただいて、なるべくそういう人たちの救済措置を講じなければ、仕事をしておいた期間がかわいそうだから見てやったのだ、しかし、これは公務員じゃないのだけれど、政府の国策会社だったから公務員に準じて認めてやったのだ。それなら抑留された場合でも引き続いていけるのですから、満鉄職員、電電職員であつたがために抑留されたのでしよう、だから、それならもう一步やはり進めてこれは見てやるのが当然じゃないかと、私はここで初めて聞いて、しろうと考へてもそう思いますよ。だから、その点は関連質問ですからあまりしつこく言いませんが、もう少し前向きな姿勢で検討していただくように私から要望して、関連質問ですからこれで終わります。

○伊藤道雄君 次にお伺いしたいのは公務死ですね、公務死した者の遺族に対する扶助料の支給について、二お尋ねしますが、満州国という実体が日本国と一体のものであつたことについては、先ほども申し上げたように、当委員会ではしばしば繰り返して来たわけですが、その官史で建國途上において、あるいは反乱、討伐、ソ連参戦、そういうことで敵軍に倒れたその遺族をいまだ何の処遇もせずほうったままにしておくということは、これは大きな片手落ちではなからうかと思うのです。このことについてはどのように検討されておるか、ひとつその経緯を御説明いただきたい。

○政府委員(増子正宏君) この問題も従来からいろいろ論議され、あるいは私どもとしても検討しておる問題でございますが、現在までのところは、なるほど事態におきまして非常に同情申し上げるべき点があるわけでございますが、何ぶんにも御本人が恩給公務員でございませんで、その方がなくなりました場合の遺族も恩給法上の遺族として扱う根拠がないということで、恩給法上の措置としては、ただいま御指摘のように適用がございませぬ。今後におきまして、これを恩給

法上の公務扶助料とすべきやいなや、これは相当にやはり問題ではないかというふうに考へるわけでございます。

○伊藤道雄君 先ほども抑留、留用について光村委員からもさらに御指摘があつたように、軍人についてはそういう有利な解釈をしている、それに私どもは反対しているんじゃない。これはけつこうだと思ふ、だからそれと均衡上げ抑留、留用についても通算すべきである、こういう趣旨で申し上げているわけですね。しかも軍人については一カ月がさらに一カ月、倍になるわけですね。一年が二年に加算される、法案が通ると。そういう加算を軍人は認められようとしているわけですね。こういうことからあわせ考へた場合、いま恩給局長からは、いわゆる恩給法の改正によってやることは非常に困難だという意味の御指摘であつたわけですね、けれども、こういうことをあわせ考へた場合、恩給法の改正によって、旧関東軍の軍属並みの処遇をしてしかるべきだと思ふのです。この点はいかがですか。

○政府委員(増子正宏君) 御意見もとてもな点もあるわけでございますが、まあ満州国官吏の場合には、もう本来満州国官吏というものを日本国官吏と同じにして恩給公務員にしてしまえば先生の御意見のとおりでございませぬ。しかし、それは満鉄はどうかというように、だんだんとその点を、線を引くことはむずかしくなりました、満州で何らかの国の仕事、あるいは国策に關係のある仕事をしておつた人は、全部もう恩給公務員として扱うということであれば、まあ一つのそれは形であらうかと思ひます。しかしながら、恩給法の措置としまして、そこまで拡張することにつきましては、私どもとしましては、どうも賛成申し上げかねるということでございます。と申しま

すのは、国内におきましても、やはり同じような問題があるわけでございます。たとえば毎回申し上げることでございませぬ。たとえば毎回申し上げることでございませぬ。と、市町村の事務吏員、なお特

に困の場合におきましても、官吏だけが恩給法の対象になつておりました、いわゆる雇い等につきましては何年役所にとつても恩給法の対象になつていなかったということでございます。そういう点も考へますと、恩給法というものをもう初めから全く考へ直すのでなければ平仄は合はぬということになるのじゃないかと思ふわけでございます。

○伊藤道雄君 御説明を承つて、恩給局長は、外国政府職員であるから恩給法の適用はできない、こういう意味の御指摘であつたわけですね、けれども、この点については、三十六年以來、日本と満州国の双方で足がかりを有する者は通算するといふたてまえに踏み切つてもらつてゐる。満州国を不完全ながら認めた現時点においては、当然こういう最も悲惨な戦死者の、しかも遺族といふことをあわせ考へた場合、当然に考慮してしかるべきだと思ひます。そこで過去を責めてゐるという意味でなく、ひとつこういう認識に立つて今後前向きな姿勢で取り組んでしかるべきだと思ふのですが、この点については大事な問題であるので、総務長官もお見えになりましたので、ひとつお考へをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(白井莊一君) 私はいま、そういう恩給で救えないところは援護法でということ、そういう趣旨でやつておりますが、何ぶんにも援護法のほうは厚生省の所管でございまして、厚生大臣に關係することでございますから、私のほうでこれをとやかく言つと、どうも権限のほうの關係もありまして、なかなかお役所というところは、そういうところがむずかしいようでございますので、私からは、御遠慮申し上げておきたいと思ひます。

○伊藤道雄君 私からも指摘したいのですが、当然援護法ということになると、これは厚生省の所管だということは、前提に申し上げたわけですね。そこで、具体的に、こうするあつたというところは差し出がましくなるわけですね。ただ、そういう問題を総務長官の立場でどのようにお考へになるか、こういう意味で承つたわけですね。

○政府委員(白井莊一君) 先刻申し上げましたように、事情によって非常に気の毒であるが、しかし、恩給法の適用は受けれないという面につきましては、援護法でいろいろ救済の道を講じておるわけでございまして、しかし、まあこれがはたして、いまお説のような問題が、その法を改正すべきであるかどうか、こういうことにつきましては、私からは申し上げられないということを考えている次第であります。

○伊藤道雄君 次にお伺いしたいのは、定額の恩給権を得て日本から満州に渡った方々の通算について、こういう問題について一、二お伺いいたしますが、満州国は建国の直後から、日本から多数の青年の官吏を招聘しておるわけです。その送り出し側であった日本の各省庁においては、恩給年限に達している者を優先的に選考して渡満させておった、これが現実の姿であつたわけです。そういうことから、こういう事情から、そういう方々が戦後日本に引き揚げてきた年齢の関係で、公務員として再就職もなかなか困難である。たまたまできた方もありますけれども、大部分は再就職の道を失ってしまった、結局ふなれな職を求めて苦勞を重ねてきた、こういう実情が考えられるわけです。ところが、昭和三十六年に恩給法の改正があつて通算が認められた。しかし、恩給既得権者として当然これは除外されたわけです。約三十年前の日本退職時のこの恩給額というものはきわめて少ない額であつたわけです。たとえば私の調べによると、元巡査級で年額三万、各省庁の属官級で五万から六万の程度であつたわけです。いまの物価指数とかその実情から、年額三万ではこれは何ら生活の足しにならぬということでは常識で、容易に判断できるところであらうと思う。総務長官としては、この実態を一体どういうふうに見られるか、そのお考えをお聞かせいただきたい。○政府委員(白井莊一君) この問題はまあ常識的にばかりはいかぬ法律的な関係もあるようございまして、局長のほうからその間事情をひとつ直接御説明をいたさしたいと思います。

○政府委員(増子正宏君) 満州国あるいはその他の特殊法人等の在職期間の通算の問題は、先生の御指摘のとおりになっておるわけでございまして。すなわち、日本の公務員であつて満州へ渡りました場合に、このときすでに恩給年限に達しておる者、すなわち文官でいいますれば、今日は十七年というところになっておりますが、十七年以上日本で公務員をやつておつた、そして満州に渡つたという場合には、帰つてまいりまして、その満州在職時代の在職期間は通算しないというのが、これは実は昭和十八年の法改正で通算問題が入りましたときからの条件でございまして、その条件を戦後におきましては、その趣旨を含みまして、いわゆる昭和三十六年の改正ということになったのでございまして、したがういまして、その条件は昭和十八年の法律の内容と同様にいたしておるということでもございまして、この点は伊藤先生が問題だとして御指摘になるのはまことにごもっともでございします。従来から伺つております考え方からいしますと、当然の結論であらうかと存じます。同時に私どももいたしまして、これを通算の中に入れておるということにつきましては、再々申し上げておるような意味におきまして、従来の条件と全く違つたものになつたわけでございまして、その取り扱いにつきましては、にわかに肯定的な結論を得ない次第でございします。内容的に申し上げますと、実はすでに恩給権が発生して、恩給をもらつて満州に渡りました場合には、満州において日本の恩給をもらひつゝ、満州国政府なり、あるいは満鉄から別に俸給はもらつておつたわけでございします。したがういまして、その恩給をもらつておつた期間をさらにあつておる期間に入れるというところは、やはりちよつと問題であらうというふうにお思われるわけでございします。もちろんその間にもらつておつた恩給は全部返すから在職期間に通算してくれ、こういう考え方もあるんあるかと思ひます。しかし、今日まではその扱いをしていないのでございします。それからもう一つ、警察官とか、あるいは

属官等でやめて満州国に渡つた人が、そのやめた当時の恩給は年額三万なり五万程度で、まことに少額であるということをお寄せられたのであります。それはまさに、そういうことがあると存じます。しかしそれは、実は満州国に行かなかつた人の場合でも同様の問題でございします。その当時やめられた方の恩給というものは、今日から見ますと、いろいろ差異があるわけでございします。で、この扱いにつきましては、すなわち三万、五万円では少ないという問題は、過去にやめた人の恩給額の増額の問題というところになるわけでございします。これもしばしば申し上げておりますように、いわゆる既裁定恩給年額の増額改訂の問題としまして、できるだけ実情に即したように引き上げてまいりたいというのが、私どもの考え方でございます。

○伊藤道雄君 これは日本国の満州国における治外法権の撤廃、それから満鉄付属地の行政権の移譲、こういう実施によつて、本人の意思ではなくして、付属地の地方事務所の職員や、あるいは警察官吏、税務官吏、満州国の中にある日本領事館の職員で、こういう方々は、いやおうなしに満州国に身分を転換させられたわけです。本人の意思のいかんにかかわらず。ここに問題があるかと思ふ。本人の意思ではない。結局その当時の国策に即応させられたという結果、こういうことになった。もしこれらの人々が、こういう行政権の移譲によつて、こういう強制的な身分の転換がなかつたならばどうだったかということになると、これは時間の関係で、詳しい資料はございしますけれども、一々申し上げませんが、大体私の計算によれば、約三倍の恩給になつておるはずだと、こういうことをあわせ考えた場合、しかもこういう該当者は、平均年齢でも六十六歳である。しかもこの方々は年々欠けておるわけです。数はだんだん少なくなつておる。こういうことを、額をあれ考へて、せめて満州国に実際に勤務した期間だけぐらゐは通算してしかるべきじゃないか、従来はこういうことは何ら考慮されていなかったわ

けですけれども、そこで今後の問題として、ひとつこれも前向きな姿勢で、真剣にひとつ取り組んでいただいて、十分真剣に検討すべき課題であらうと思ふので、このことに対する総務長官のお考えをひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(白井莊一君) お説のように、恩給につきましては、いろいろその後経済の変動等から見ましても、現在の日本の国情から見ても、さういふ面でもやはり見受けられる面があるようございします。で、それらにつきましては、やはりできるだけ実情に沿うようにこれを順次、一ぺんにというわけにはいきませんが、順次直していくということが望ましいことだと考えます。いまお説の問題なども、やはりそういう点につきましては検討を要することだと考えますので、ひとつ今後政府におきましても十分検討させていただきます。こう考えます。

○伊藤道雄君 次の問題として、除隊軍人から採用した者の通算について、こういう問題をお伺いしたいと思ふのですが、これは日本から派遣された職員についてはこれはもう通算されておるので、この際申し上げる必要もないのですが、ただ、除隊後ですね、満州国の官吏とかあるいは満鉄等の職員に採用された者があるわけです。ところが、日・満とか、日・満・日の問題については解決しておるわけですが、これらの方々については、たとえ十七年以上勤務しておつた場合でもこれは通算から除外されておると、このような差別待遇は撤廃してしかるべきだと思ふのです。この点はいかがですか。

○政府委員(増子正宏君) この問題は、実は先生がかねてから御主張の、通算ということのまあ根本的な考え方につながる問題があるわけでございします。すなわち、日本の公務員期間とそれから満州等における在職期間を通算いたしますのは、日本の公務員をやめて向こうに行くことについては、上司の指導とかあるいは奨励といふか、説得とか、やはりそういう関係、特に人事管理上のそういう関係があつたことをまあ要件にい

たしておるわけでございます。そこで、満州に兵隊としておった人が、特に現役が満期になったとか、あるいは召集が現地で解除になったという場合、そうしてその方が満鉄等に入ったという場合は、実はこの通算の要件であります満州国の職員となるため公務員を退職したという、なるためという条件には該当しないというふうに考へておるわけでございます。すなわち、現地で除隊になったと、その結果まあ満州で何かやはり仕事をしなきゃならぬという意味で満鉄に入った、あるいは満州国に採用されたというのは、いわゆる人事管理上の要請といえますか、そういう形ではなくして、まあ本人の偶発的といえますか、偶然的な事情でまあ満州関係で就職されたということでございまして、この通算の要件を満たしてないというふうに従来から運用いたしておるわけでございます。したがって、先生の御主張をもしいれるといたしますと、この何々となるためという条件を撤廃いたしました、ともかく日本の公務員であった者が、どういう事情であろうと、一年後であろうと、何年中をおきましようとも、結局は満州国で就職したという場合には、前の日本の公務員期間とそれからとの満州国の在職期間を通算するというにするとするということになるわけでございまして、そういったと、この通算の問題は、考え方としても根本的に従来とは違ってくるわけでございまして、もちろん先生の御主張のように、そういうふうに従来の考え方と、全くもう改めるのだということであれば、それは一つの考え方であろうかと存じます。私もとしましては、昭和三十六年の外国政府職員等の通算の場合、それからその後の累次の改正につきましても、すべてこれは昭和十八年の改正の際に恩給法に入っておりましてあの外国政府職員の通算の規定、改正前の恩給法で、八十二条ノ二という条文でございまして、この条文の趣旨、これを戦後においてまあ救済という形で取り上げたというふうに承知いたしておるわけでございまして、したがって、従来このいわば伝統的といえますか、そういった考

え方によってこの通算措置を考へておるわけでございまして。先生の御主張の点は、まあそういう従来の行きがかりやいきさつは全部御破算にして、全く新しい形でこの通算問題を考へるべしというお考え方であろうとまあ私も理解するわけでございまして。そういうふうに変更することにつきましては、従来からしばしば申し上げておりますように、今日まではそうした結論に達してないのにと、今日までは申し上げて、結論を申し上げまじと、ただいま御指摘の点、これは今後引き続き問題としてやはり真剣に研究しなければならぬことであるというふうに考へるわけでございまして。○伊藤道君 日本恩給法でも文武官の通算が原則となっております。こういうたてまえからも、日本軍人期間と満州国官吏あるいは満鉄等職員の期間を通算しても、どうも不合理はないと思うんです。で、この問題については、いま恩給局長からも今後ひとつ課題として検討したいということでありまして、どうですか、総務長官、この問題も一つの重要な課題として前向きな姿勢で、誠意を持って取り組むと、こういう決意の表明があつてしかるべきだと思ふんです。いかがですか。○政府委員(白井一君) その問題につきましては、もひとつ検討を十分いたしてみたいと、こう考へます。○伊藤道君 最後にお伺いしたいのは、終戦時までに在職した者に限って通算するという条件があるわけですね。こういう条件はひとつ撤廃してしまふべきじゃないか。この改正法では終戦時までに在職した者でなければ通算しないという条件がついておるわけですね。そのために日・満を合算すれば十七年以上になる者でも終戦前に死亡した者、政府もしくは会社の都合で国策会社あるいは日本の省庁等に転出した人たちは通算から除外されておるわけですね。これもきわめて不合理であり、不均衡であらうと思ふんです。この点はいかがですか。○政府委員(増子正宏君) ただいまの点もいまま

で御指摘になった問題と問題の性質としては同様のものと思ふわけでございまして。要するに、現在の法律で通算されるところには無条件ではございませんでして、いろいろ条件があるわけでございまして。先ほどの満州国等に行く前にすでに日本で恩給法年限に達していない場合には通算しないとか、あるいは日本の公務員をやめる際に、満州国政府の職員等になるためにこちらを退職した者だという条件がなければならぬというふうなこと、同様に終戦時までに在職したということとが現行法の実通算の条件になっているわけでございまして、先生の御意見ではこれらの条件は一切撤廃すべしということになるわけでございまして。したがって、昭和三十六年に始まりましてこの種の改正につきましても根本的に見直すということになるわけでございまして。したがって、いままで申し上げてきたことと同様の内容を御回答として申し上げることになるわけでございしますが、繰り返しますと、非常に重要な問題でございまして、今後とも十分検討したいというふうにございまして。○伊藤道君 どうも終戦の時点を押えて制限しなければならぬ理由が私にはよくわからないんです。昭和十八年改正の恩給法で、さつき御指摘があつたかもしませんが、第八十二条ノ二の場合において、文武官吏が外地で二年以上在職すればいつ復帰してもよいということになっておつたと思ふんですが、そこで察するに、政府の真意とすると、この条件を撤廃すべきとは思ふ、思ふけれども、該当人員がどうも多いので、うっかりこれを通してしまふと容易ではないというふうに考へが及んでおるんじゃないかと思ふ。うんだ。そうだとすれば、人数の多いということをおそれおるというなら、一定の条件をつけられたいと思ふわけですね。たとえば終戦前何年以内で政府または会社の命令で転職したもの、たとえばばですよ。そういう制限をつけて、そして通算してやれば筋が通ると思ふんです。そうすると、政府が心配しておるであろう該当人員の多い問題は

解決するわけです。この点はいかがですか。○政府委員(増子正宏君) 私どもとしましては、もの考へ方の点でございまして、該当人員が多いか少ないかというところは、いわば二義的のことにならうかと存じます。この終戦時までに限りましては、要するに、満州国政府にいたしまして、その他の特殊法人、特殊機関にいたしまして、ソ連参戦後における満州の混乱した状態においては、そういった機関は事実上消滅し、崩壊してしまつたという考へ方に立つておるわけでございまして。したがって、その後の期間に在職しておつたということは考へにくいということではないかと私も考へておるわけでございまして。したがって、この期間を延ばすということは、先ほどお話しになりました抑留期間や留用期間ということとも関連してくるわけでございまして。この点は、したがって、通算といふことの根本的な内容についての考へ方、それをどうきめるかということにつながる問題でございまして。したがって、もう一度申し上げますけれども、非常に重要な問題として、私ども今後とも検討させていただきます。○伊藤道君 それでは、時間の関係もございまして、最後に強く要望申し上げます、私の本法案に対する質問を終わりたいと思ふので。以上、もうものの角度からお伺ひしてきたわけですが、これら点については、第四十六国会の当委員会でも全会一致で附帯決議がなされた、そういう事情があるわけですから、こういう事情をよくかみしめていただいて、今後前向きの姿勢で、誠意を持ってひとつ早急に立法化しようという、そういう心がまえで取り組んでいただきたいというのを重ねて強く要望申し上げます。○政府委員(白井一君) いろいろ御熱心に御審議、御討議いただきました点、また、御決議にあるような点につきましても、慎重にひとつ検討いたすようにいたします。ただ、事務的

にはいま恩給局長の申し上げたようなわけでござい
ますが、波及するところが非常にいろいろ多い
とか、財政上の理由でというように、これが
なかなか思うようにいかぬ場合もあるわけでござ
います。しかし、まあ筋の通った点につきましては、
先刻申し上げましたように是正すべきものは至急改
める、こういうのが本来かと考えますので、十分
ひとつ御趣旨に沿って検討したいと考えてお
ります。

○委員長(柴田栄君) ほかに御質疑はございま
せんか。――ほかに御発言もなければ、本案の質疑
は終局したものと認め、これより討論に入ります。
御意見のおありの方は、賛否を明らかにして
お述べをお願いします。

○栗原祐幸君 私は、自由民主党を代表いたしま
して、ただいま議題となりました法律案に賛成を
いたします。

しかしながら、恩給の改善につきましては、委
員会の審査においても明らかにいたしましたよう
に、本改正をもつてもなお不十分な点が認められ
ますので、次の附帯決議を付することとしたし
たいと存じます。なお、この附帯決議案は、自由民
主党、社会党、公明党各党の共同提案にかかるも
のであります。便宜私からその趣旨を御説明
申し上げます。

まず、附帯決議案を朗読いたします。
恩給法等の一部を改正する法律案に対する
附帯決議(案)

政府は

- 一、本改正による恩給増額の三年に亘る段階的措置を、速かに短縮すること。
- 二、生活水準の向上、物価の上昇並びに現職公務員の給与に即応して、恩給年額を引上げることに。
- 三、残された文武間等の不均衡は正、未処遇の解決及び傷病恩給の改善等の措置を講ずること。
- 四、外国政府、外国特殊法人職員の恩給最短期間をこえる在職年の通算等の早期実現を

図ること。
以上の問題について、速かに検討の上、善処するよう要望する。

右決議する。

この附帯決議案の第一点は、今回の改訂による恩給年額の増額は、本年十月から年齢別により三年間にわたる年次計画によって処理されることになっておりますが、この期間は長きに失すると思っております。特に六十歳未満の者については、三年近くも本改正の恩恵に浴しないことと相違しておりますが、できるだけこの期間を短縮するよう要望するものであります。

第二点は、いわゆる恩給年額のスライド制の問題であります。最近における国民生活水準の向上と物価の上昇に伴い、現職公務員の給与の増額が毎年行なわれているにもかかわらず、恩給年額についてはその引き上げがこれに伴わないで、常に不利な立場に置かれておるのであります。この点については当内閣委員会におきましてたびたび附帯決議を行ない、政府に対してその善処方を要望しておるのであります。いまだに根本的な対策が立てられておりませんので、この際、重ねて政府の善処方を要望するものであります。

第三の点は、これまで従来からたびたび附帯決議等において政府にその解決を要望してまいったにもかかわらず、いまだに取り残されている問題についてであります。すなわち、仮定俸給並びに一時恩給受給資格年限等における文武間の不均衡は正、特例扶助料の支給範囲の拡大、傷病恩給における裁定基準の是正、傷病年金受給者の妻以外の者に対する家族加給の支給、及び第三項以下

の傷病恩給受給者に対する特別加給の新設、外国政府、外国特殊法人職員等の恩給最短期間を越える在職年の通算等の諸懸案について政府がすみやかに善処するよう要望するものであります。以上が附帯決議案の趣旨でございます。

以上をもちまして私の討論を終わります。

○委員長(柴田栄君) ほかに御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に

入ります。

恩給法等の一部を改正する法律案の問題に供します。木案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柴田栄君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました栗原君提出の附帯決議案を議題といたします。栗原君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柴田栄君) 全会一致と認めます。よって栗原君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。日井総務長官から附帯決議に関して発言を求められておりますので、これを許します。

○政府委員(日井一君) ただいま御決議いただきました附帯決議につきましては、なかなか困難な問題を含んでいるかと存じますが、御趣旨に沿いまして、十分検討をいたしたいと存じます。

○委員長(柴田栄君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任を願います。ちよと速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(柴田栄君) 速記起こして。午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時四十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時四十七分開会
○委員長(柴田栄君) これより内閣委員会を再開いたします。
皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。
政府側からは日井総務長官、瓜生宮内庁次長、並木皇室経済主管が出席しております。
御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤顯道君 前回に引き続いて二、三お伺いしますが、まずお伺いしたいのは、総務長官に対してこういう質問を申し上げたい。昨年の九月臨時行政調査会が行政改革に関する意見を答申しておるわけです。そこで、各省庁がそれぞれみなこれに意見を出しておるわけです。そこで、総務長官としての立場から、この臨時の行政改革に関する意見に対する総務長官の意見を、基本的な表現で、ひとつ基本的な考え方をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(日井一君) 臨調の答申に基づきまして、現在行政管理局を中心として行政改革本部をつくりました。そこで、まあこの臨調の答申に基づく行政改革の答申の中で、できるだけ早くできる問題とそれからまた、相当準備なり調査なりをさらにしてやる問題と、こういうようなことについていろいろ検討をいたしました。そこで、いま申し上げた行政改革本部で、現在どういう問題を実行に移すべきか、こういうことを大体八月ごろまでにそこで検討いたしました。そして、それそれ至急にやり得ること、また、やるべきことについては実行に移そう、と申しますのは、ちよと四十一年度の予算のそろそろ内容検討という準備に入るのが八月ごろであります。そこで、まあそれに合わせて検討をして、ひとつ各方面にわたって実行に逐次移せるようにしようというところで、目下本部において検討中でございます。

○伊藤顯道君 私が伺いたいのは、臨調のこの意見に対する総務長官としての御意見は、いかにかと、基本的な考え方をお伺いしたいということでありまして、個々の問題にはまだ触れていないわけです。そこで臨調の意見は、これは尊重するたてまえで取り組もうとするのか、そうではないかと、まず検討してみたい、尊重するか尊重しないか検討の結果そういう態度をきめようとするのか、これはだいたい違ってくると思うのです、その取り組み態度が、その基本的な考えがまえのほどをお聞かせ願いたい、こういうことです。

○政府委員(日井一君) 臨調の答申につきまし

ては、これを政府として尊重して実行に逐次移していき、こういう基本的な考えでございませう。

○伊藤道雄君 これはいま言うまでもなく、臨調がかつてない大きな規模でしかも長期間を要して慎重審議を重ねてきたわけですね。そうしてその検討の結果に基づいて昨年九月、当時の内閣総理大臣である池田さんに答申しておるわけですね。これを受けとめた池田内閣、そうしてこれを引き継いだ佐藤内閣もこの答申は尊重するという基本態度を堅持して今日にきておるわけですね。ところが、いま総理府についてのお考えを聞いたところ、いま委員会が検討中だということですが、これは答申をされたのは昨年の九月です。そこで現在までもうすでに八月月たつておる。この臨調の改革意見に対して、各省庁の意見は総理府を除いてはみな出ておるわけですね。総理府だけがまだ臨調の意見に対して意見が出されていない、こういう結果である。ところが、総理府というものは国の各省庁の行政機関の統合調整をする立場にあると思うのです。国政の統合調整の府が総理府である。こういう解釈は当然成立立つと思う。もし、そうであるならば、統合調整する立場にある総理府が各省庁に率先して、この前の池田内閣が、そうしてこれを引き継いだ佐藤内閣が基本的に尊重するという態度でまず取り組んでおるわけですから、総理府だけがまだこの意見が出ていない、というのは解しかねるわけですね。したがって、ほかが出ておるのに、率先してまず出すべき総理府が出ていない、ということは怠慢のそりを免れないと思うのです。この点はいかがですか。

○政府委員(白井莊一君) 総理府はまあその一番トップが総理でございまして、私は、総務のほうの長官ということでございまして、そこであの改革案に含まれておりまして、まあ総理府の権限を拡大して、また、行政管理局もむしろこの中に含めるぐらいにして、そうして内閣府と、こういうようなものにしたらどうかという意見等もありますので、したがって、なかなか検討を要する

向きがありますので、たとえ青少年問題に対するいろいろなばらばらの行政を青少年局をつくらせてこれを総合調整したらどうかという一応考えたのですが、これもさらにもう一度答申に基づいて調整官を置いてやたらよからうと、こういうような意見等のためにそれも見合わせました。そうしてこれも八月までをめぐって行政改革本部において検討いたして、いま申し上げたような総理府自体の大きな全体的な改革といえますか、改組といえますか、それとあわせてやっていきたい。調整官につきましてはひとり青少年問題ばかりじゃございせん。そういうふうに慎重にいろいろいたしておるわけでございます。

○伊藤道雄君 そこで大体総理府のお考えはわかりましたから、具体的な問題を二つだけお伺いしたいのです。

まずその一つは、内閣に内閣府を置くことと臨調が勧告しておるわけですね。これは内容は御承知のように「内閣府の設置」という、そういう項目のもとに「内閣府の機関に所属する職員の人事は、すべて内閣府の長としての内閣総理大臣に属する」とし、必要の限度に応じて内閣府の國務大臣を長とする行政機関の長に委任するものとする。こういう意見が出ておるわけですね。この改革意見に対する総務長官のお考えはどうかと、こういうことをお伺いしたいわけですね。

○政府委員(白井莊一君) お説のとおりでありまして、人事権につきましても、今度のILOの批准とともに総理府に人事局ができるのでございませうが、しかし、これは大幅の権限はございませんで、大体人事院に從來どおりあります。ただ、各省庁内部における人事権につきましてもその長に委任をする、こういう形をとらうと、こういうわけでございます。

○委員(長(柴田榮君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員(長(柴田榮君) 速記を起こして。
○伊藤道雄君 続いて宮内庁にお伺いしますが、まずお伺いしたいのは、天皇の国事行為について

です。昨年の通常国会で国事代行法案が成立いたしましたので、天皇の外遊につきましての道が開けたわけですね。その後、天皇の御来賓を希望する国々もあらうかと思うのですが、そこでこのことに関連してお伺いいたしますが、どうもな国から御希望があるのかという点一つ。それから現在のところ、天皇御自身は外遊についての御希望があるのかどうかという点。それからまた、天皇の外遊については宮内庁の考えは一体どうなのか。この三つの点をあわせてお答えいただきたい。

○政府委員(瓜生順良君) 例の国事臨時代行法ができましたから、その後、日本の天皇陛下においでいただきたいということをお願い申し上げておる国は、いまのところございません。

それから第二の点でございますが、天皇陛下のお気持ちはどうかということでございますが、この点は、まあほんとうに適當な機会があつて必要があればおいでにならうという気持ちだと思ひますけれども、その程度にわれわれは察しております。

それから第三の宮内庁としてはどうかということでございますが、宮内庁といたしましては、まあ皇室に關する國家事務を所管する役所としてそのこととわれわれの仕事の一つでございますが、このほんとうに適當な機会においでになるということがあると、必要であるというふうなことで、そういう事態がありますれば、それに対する準備をいたしたいと思ひておりますけれども、現在のところは、まだそういうふうなことの予定されるものはないと思ひます。

○伊藤道雄君 大正十年であつたと思ひますが、陛下は皇太子時代に、六月月の御予定でイギリス等をはじめとしてヨーロッパ諸國を訪問されたことがあつたと思ひます。そこで、今度ここに國事代行法が昨年成立したわけですから、先ほど申し上げたような天皇外遊の道が開かれたという問題となるのはやはり時期の問題だと思ひます。もしありという前提に立てば、どういふ時期にということになるかと思ひます。そこでやはり公務に

差しつかえては相ならぬということも一つの考え方になるわけですね。そういうことを勘案して外遊についてもさらに考えなければならぬのは、何か目的がなければならぬ、こういうことについて宮内庁としては一体どのようにお考えになつておるか、こういう宮内庁としてのお考えをひとつお聞かせいただきたい。

○政府委員(瓜生順良君) いままで皇太子殿下が天皇陛下の御名代で外國を御訪問になつております。そしてその外國から元首級の方が日本を訪問されて、それに対する答礼というふうな意味でお出かけになつておりますが、この法律ができましたから、そういうような御名代はお出かけにならないで、天皇陛下御自身がおいでになるように考えるかということでございますが、そういうふうには考えていないのであります。外國からの訪問される数も非常に多くあります。一々天皇陛下がお出かけになるのもなかなかたいへんでございませう。ところがまた、皇太子殿下がおいでになる国と天皇陛下がおいでになる国が違いますことは、よほど考えないと、それは適當なことであるといふふうにお考えられる場合はよろしいのでございませうけれども、よく考えないと差別待遇になつていけないといふこともございませう。そういうふうなことで元首の訪問のありましたところの答礼にお出かけになるのは、まず從來のなさり方の方線に沿つて皇太子殿下が大体おいでになつていふふうにお考えしております。しかし、天皇陛下がおいでになるのがきつめて妥當であるといふような判断ができるような場合であります。陛下がお出かけになることも考えられると思ひますが、そういう適當な時期というものがあればどういふことかと考えておるわけでありませう。

○伊藤道雄君 次に伺ひたいいたしますのは、これは昨年の委員会でも問題にされたわけですが、昨年たしか三月ごろであつたと思ひますが、アメリカの有力婦人雑誌マッコールズ三月号が、美智子妃殿下の現状を特集された記事が衆参内閣委員会でいろいろと論議された。そこでいまこの問題

を私は問題にしようというのでは毛頭ないわけ
です。そういうことではなくして、この問題を当時
宇佐美宮内庁長官が釈明されているわけですね
この問題について。そこでこのことに関連してお
伺いするわけですが、現在の状況はその釈明のと
おり配慮されているのかどうかという問題があ
る。その釈明というのは、次長も御存じのよう
に、そのときの長官の答弁の一節にはこういうお
話があったわけですね。結婚以来一べんにいろい
ろな物事をやられたのでお疲れになったと思う
もつとゆつくりとやっていたくべきだった、こ
ういうような意味の釈明があったわけですね。そ
の後そのような配慮がなされているのかどうかとい
う点をまずお伺いしたい。

○政府委員(瓜生順良君) そういうような点、特
に御結婚以来外国を御訪問になるような機会が引
き続いて相当期間、二回なり相当ありましたので
すが、そういうことなんかも一つの例であります
るが、御健康のこととも考えましてこの御旅行にお
出かけになる時期、それからその回数等について
もあまりひんぱんにならないようにというふうな
点は考慮されております。昨年ですと、春、メキ
シコに、それから年暮れにタイ国においでになる
というふうな二回の訪問をしておられます。

○伊藤道雄君 最近の健康状態はいかがなん
ですか。

○政府委員(瓜生順良君) 最近はいつときのこの
前の異常妊娠がありましてその後健康を害してお
られました。その当時から比較するとずっと回復
されました。お元気に明るく暮らしておられる
わけでありまして、すでに御承知かと思えます
が、御懐妊のきざしもあります。順調に進ん
でおります。

○伊藤道雄君 最後にお伺いしたいのは、そのこ
とに関連して、常陸宮妃についても民間の御出身
であるので、同じような配慮がなされていると思
うのです。この点についてお聞かせいただきたい。
○政府委員(瓜生順良君) 常陸宮妃殿下につきま
しても、あまり御無理な御負担のかからないよう

にという点は考えております。で、その他の秩父、
高松、三笠の宮家に対するよりはよけい常陸宮家
に対してはいろいろなほうからぜひ来ていただき
たいという方が相当あるわけでありまして。それも
あまり御無理にならないように、ある程度のこと
ろでお出かになっております。それでも相当お出
かけになっておりますけれども、非常にお元氣
でございまして、御健康はきわめてすぐれてお
られます。

○光村基助君 関連。いま伊藤委員からお話しに
なりましたが、少しことば足らずかもしれません
が、昔なら不敬罪になることばかもしれません
が、宮内庁がひっぱり回すのじゃないですか。前
に話が戻りますけれども、美智子妃が病氣になら
れたのなんか、一年に四回か五回外国に行かれま
したね。そのあげくが異常妊娠だったのでしょ
う。人の氣も知らずに、ついて回る人はいいかも
しれませんけれども、これは宮内庁自体が反省し
なければいけない。ああいう高い地位におられる
人は、おれは疲れているからいやだということば
言えない。それを無理やり今度どこにきたか
ら、どこから案内が来たか行きますようにとい
てあることが、実際われわれから考えても、
宮内庁のやり方には納得できない点があるのだ
よ。だから相当これは氣をつけなければ非常に私
たち本人に対しての毒だと思えます。そういう
例が、いまもあなたのおっしゃる通りに、常陸
宮家にもたくさん来ておられる。それは日本国民
の感情として、来ていただきたいという国民の感
情はわかります。わかるのですけれども、要望
があったからといってむやみやたらに引きずり回
したり、常陸宮家に対してもそういう問題がで
きますので、これはよほど宮内庁の人たちは考
えたいと思いますが、どうですか。

○政府委員(瓜生順良君) いまおっしゃいますよ
うな点は、過去を振り返って見て、もう少し考
えなくちゃならなかった点があったんではないか
ということは、皇太子妃殿下の場合に関連して考
えております。つい、いろいろなおりにぜひ来て

ただきたいといわれると、それにほだされてい
る皇太子殿下、妃殿下、お二人に御相談をし
ますと、まあ行こうとおっしゃいますし、また、そ
ういうようなことでやってきたということであり
ます。今後はより一そう御健康のこと十分考
えて慎重にやりたいと思えます。

○光村基助君 常陸宮さまは、学校は卒業され
たんですか。まだ在学中なんですか。

○政府委員(瓜生順良君) 常陸宮さまは、学習院
大学はもう数年前に御卒業になって、それから東
大の動物学研究室に研究員として研究にお出に
なっております。

○委員(柴田榮君) ちょっと速記をとめてくだ
さい。

【速記中止】

○委員長(柴田榮君) 速記をつけて。
ほかに御質疑はございせんか。

○伊藤道雄君 総務長官、中座されたので一時中
断しましたが、引き続きお伺いします。
そこで次にお伺いしたいのは、内閣府に付置す
る機関の一つとして宮内庁があげられておるわけ
です。臨調の改革意見で、そこでお伺いしたいの
は、この改革意見に対する総理府としてのまず基
本的なお考えをお聞かせいただきたい。

なお、前回の当委員会、このことに対する宮内
庁としての御意見を伺ったわけですね。宮内庁の御
意見としては、内閣府の機関として付置されるこ
と、それから宮内庁が行なう一般行政事務につ
いては、総務府の長の監督を受けること、このこと
については特段の意見がないという、これは正式な
公文で出ておる内容ですが、で、ここでもお伺
いしたいのは、この臨調の改革意見に対する総理
府のお考え。二つにはこの臨調の改革意見に対
する宮内庁の意見、これに対する総理府の御意見。そ
れから三つとしてお伺いしたいのは、総務府とい
うのは、言うまでもなく、総理府と行政管理局を
統合して総務府にしようとする、これも臨調の改
革意見です。この三つの点に対して、それぞれお
考えをお聞かせいただきたい。

○政府委員(白井莊一君) 先刻のお話でございま
すが、なお申し上げますと、各局のほうからはいろ
いろ行革、臨調に対する意見に対してのまた意見も
出てきております。それを現在検討中でございま
すのは、まあ何といたしても総理府だけの考え方
でもまいらぬ点があることは、やはり内閣との関係
がございまして、そのためにまた検討中でござ
います。ただ、人事権を宮内庁長官のほうに渡
して、これと御希望もあろう
でございまして、これらの点につきましても、よ
くひとつ検討を要すべき問題であると存じます
が、私どもとしては、できるだけまあ御希望に
沿ったような方向でいきたいと考えております
けれども、いま申し上げたように、こちらだけ
で、総理府だけの考えでいかにぬ点もあります
で……

それからもう一つは何でしたっけ。
○伊藤道雄君 臨調の改革意見に対する宮内庁の
意見が前問にかされたわけですね。それに対する
総務長官としてのお考え。

○政府委員(白井莊一君) それもやはり他の局と
同じように、意見の出ている中であわせて検討中
でございまして、まだ全部の結論が出ておりませ
ん。たとえばあの答申の中には、恩給局は厚生省に
移せとか、そういうことに対しては、その局から意
見も出てきていますし、あるいは特選局を自治省
に移せというような意見もあるようであります。
これらにつきましても、たとえば沖繩から沖繩と
いうものが施政権はこちらになし、内地の県と同
じというわけでもなし、かといって純然たる外国で
はないと、こういうようなことで、やはり総理府に
置くほうが適當ではないか、こういうような意見
等々が集まっておりますので、宮内庁の問

題につきましてもあわせて十分検討いたしまして、できるだけすみやかに決定したいと、かようお考えをいたします。

○伊藤道雄君 またお答えが残っておるわけですが、総務庁ですね、総理府と行政管理局を統合して総務庁とするという、この意見に対する総理府のお考えは……

○政府委員(日井莊一君) 行政管理局を総務庁の中に含めたらよろうという臨調の答申でございしますが、これなどもやはりそういうふうで、総務庁としてもよろうかとも思うのであります。が、しかし、行管という重大な職責、所管から言いますと、その意見もまたあるかと存じますが、できるだけ臨調の線に沿ってこれはやるべきものと、こう考えますので、いろいろの意見は意見として、やはりそれを尊重して、その方向でやっていくのが本旨だと、こう考えております。

○伊藤道雄君 それじゃ、ほかの関係もございすから、最後に一点だけ総務長官に御要望申し上げて私の質問を終わりたいと思ひますが、先ほど御指摘申し上げたように、総理府というのは各省庁の統合調整の立場にある府であらうと思ふので、そういう前提に立てば、やはり臨調の行政改革に関する意見に対しては、やはり臨調の立場にあると思ふ。にもかかわらず、逆に各省庁はみな意見を出しておる。総理府だけが意見を出さぬで検討また検討——私は検討することに反対しているのじゃない。慎重に検討する、たいへんけっこうです。けっこうですけれども、昨年九月臨調の意見が出されて、それからもうすでに八カ月経過しておいて、まだ一つも具体化しないでいずれも検討中、これも検討中ということでは、せっかく前内閣に臨時行政調査会が設置せられた趣旨にも反するものではなからうか。こういうこととで早急に、慎重に検討されることはたいへんけっこうですから、そうして慎重に検討して、早急にひとつ結論を出されるよう、強く要望申し上げて私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(柴田榮君) ほかに御質疑はございせんか。——ほかに御発言もなければ、本案の質疑は結局したものと認め、これより討論に入りまして、御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御発言もなければ、討論は結局したものと認め、これより採決に入ります。皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柴田榮君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって厚案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任願ひたいと思ひます。

〔速記をとめて〕

〔速記中止〕

○委員長(柴田榮君) 速記を起こして。

○委員長(柴田榮君) 次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。なお、本案は、お手元に配付いたしましたように、衆議院において若干修正されておりますので、御了承を願ひます。

政府側からは、田中大蔵大臣、鍋島大蔵政務次官、村上官房長、佐々木関税局長、向井臨時貴金属処理部長、喜田村国税庁次長が出席いたしております。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○伊藤道雄君 本法案に関連して大臣を中心に二、三御質問申し上げたいと思ひますが、まずお伺いしたいのは、各省庁にみなお伺いしている問題でございますが、昨年九月臨時行政調査会が行政改革に関する意見を答申しておるわけですが、そこでこれに対する大蔵省関係の分について、大蔵省としての基本的な御意見をまず最初に承りたいと思ひます。

とあります。個々の問題は、あとでお伺いいたします。

○国務大臣(田中角榮君) 臨調の答申につきましては、内閣全体といたしましてこれができるものから取り上げて具体化してまいりたいと、こういう基本的な態度でございます。大蔵省といたしましても、大蔵省に關係する分もできるものはやりたいということ、そのまず第一段として、臨時貴金属処理部の廃止をしない、こういう線でございします。今度の大蔵省の設置法の改正案で、貴金属処理部の廃止をお願いいたしておるわけでありまして、その他主計の部局とか予算編成の方針とか、これはいろいろございしますが、国のためにいいことであればどんなやりたいと思ひます。

が、どうも大蔵省の機構に關しましては、私は大蔵大臣だという立場で申し上げるのじゃありませんが、予算、決算等の問題を基礎として考えますと、どうも答申の線そのものをずばりと具体化をするということとは、非常に大蔵省の關係としては困難だという感じがいたします。

○伊藤道雄君 私お伺いしたいのは、臨調の改革意見に対する大蔵省としてどういう態度で一体臨むのか、たとえば最初から尊重するたてまえでこれを検討して、できることからやっていくのか、尊重するかしらないか、内容を見てみなければわからぬから、これから検討してみ、みた結果これを尊重するとかしないとかの態度をとらるべきか、その取り組みの心がまえです、基本的な態度をお伺いしているわけですが、

○国務大臣(田中角榮君) 内閣といたしましては、臨調の答申はできるだけ基本的に尊重する、こういうたてまえをとっております。

○伊藤道雄君 そこで二、三具体的な問題についてお伺いしたいと思ひますが、これは膨大なものなのでございしますので、ほんの一端についてお伺いしたいと思います。

まずお伺いしたいのは、経済協力行政に關する改善策が答申されておるわけですね。たとえば経済關係の閣僚審議会の設置、こういう問題が答申

に出されておるわけです。これは時間の關係もございしますから、大臣から率直に簡単にその理由を言つて、そうして反対とか賛成とか保留とか、検討を要するとか、そういうことでお答えいただきたい。

○国務大臣(田中角榮君) 海外經濟協力のものでは、できるだけ外務省に一元化するということでございしますが、この經濟協力の問題は、通商省及び經濟企画庁、外務省等いろいろ問題がございまして、その結果国内問題との緊密な關係もありましたので、經濟企画庁で所管するといふ現在の状態になつたわけでございます。いますぐこの事務を全部外務省にやれるかということになりますと、国内經濟の問題とも関連がございします。将来の問題は別にいたしまして、現在直ちに外務省に移管することは困難だといふ見通しでございします。

○伊藤道雄君 大蔵省としては、この審議会の設置には反対をしておるわけですね、結論としては、

○国務大臣(田中角榮君) 先ほど申し上げましたとおり、外務省に一元化しようということ自体はまだいま明確に申し上げられないという段階でございします。審議会のものに對しても保留といひますか、検討いたしておる、こういう域を出ないわけでございます。

○伊藤道雄君 そこでお伺いいたしますが、「行政機構の統廃合に關する意見」の中で、これは大蔵省そのものに關した「主計局法規課の整理縮小」、こういう改革意見もありました、あるいは「主計局司計課の整理縮小」、それから「主計監査官の廃止」、こういう答申もしてあるわけですが、なお、「理財局地方資金課の大幅縮小」、こういう問題を、これを一括してお伺いするわけですが、簡単にその態度をお聞かせいただきたい。

○国務大臣(田中角榮君) どうも行政機構改革の問題が出ますと、必ず大蔵省、特に予算編成の問題に對して大蔵省が独断に過ぎると、もっとこれは別な組織をとるべきである、内閣に予算局を置けとか、そういう趣旨の考えがいつても出ますが、よく検討してみると、もうなかなかそういうわけ

にいかぬということになって実行を見ないわけでも、相当地、ただ大蔵省のセクシヨナリズム的なものではいかぬということで、みづから大蔵省の部局にいたしましても検討いたしまして、為替局などという時代おくれのものに対しては国際金融局にし、また、管財局を国有財産局と改めていただいたり、国民がよくわかるようにその実態を整備しなければいかぬ、こういう考えでまいったわけでありすが、どうもこの主計官とか——ただ観念的にこうすればいいんだというようなものではないわけでありすが、やってみますと、主計局の法規課などというものは、これはどうも縮小するよりも拡充しなければいかぬ、こういう状態です。これはいろいろなものを持ってくるわけですから、各省から、それを法規課でもって、これは適法である、適法でない、だめですと、こういう取捨選択をする。全部基本となるものを法規課でやっておるわけですが、それを一々法制局に話を聞くとしたら、予算などは一年たつてもとて編成できません。これは各省との間の協議で、これが適法かどうか、その間会計検査院の意見を聞きまして、そういう事実こまかいものを全部日々時間整理しておるわけですが、その意味では私は大蔵省の主計局法規課というのは、これはもう縮小するというよりもいまの状態では拡充する必要があるというぐらいでございす。これは主計局自体は全然別なところに持つていってしまふということになれば、全然法規課も要らなくなるということになりますけれども、そうではないということになりますと、どうしても法規課は要るということになります。

それから主計局の問題でございすが、これは理論的には主計官というような太政官時代からの名前のような、そういうものがやっていると、いかぬのだといひますけれども、それは観念論なんです。これは各省の次官でも局長でも、大蔵省に行きまして予算が渡りませんから返納しますというような人は一人もおられません。予算をふやす議

論ばかりしきしない。こういう諸君が幾ら寄つても、乏しい一定の財源の中で、ある時期までに合理的な、とにかくその時点において最大の合理性を持った予算を組むということは、これは非常にむずかしいことであります。ですから私は、大蔵省の主計局というものが、国を思うのはわれわれだけだというように思ひ上がった態度があつてはなりませんけれども、私たちは世間から非難をされてゐるというような状態に対して、心静かにこの実態を見ますと、世間の批判のほうに当たらない、私は遺憾ながらそう思わざるを得ません。とにかく金はあつただけ使つてしまふ、増額をするというようないふ人たちが幾ら寄りましても——

予算局を別に内閣につくつても予算などはできると思ひます。私は遺憾ながら主計局の弊害があるならばこれは正していつて、現在の大蔵省の中でやっぱり予算を組むならば、主計官、主計局の制度はやはり必要である。また、特にこの問題の根幹をなす予算——歳入歳出というものは一体でなければなりません。歳入とは全然関係なく予算が組まれるということになつたらこれはたいへんでございまして、日々の歳入の問題、それから民間と政府資金の出資、こういうものは非常に密接な関係で予算がつくられ、予算が執行されるという状態から考えますと、いまの状態では他の機構に予算編成機構を移すということは、理論の上では成り立ちますが、実際問題としてはむずかしい。こういうことを推し進めると、臨調の大蔵省に対する答申、要求というものをに対しては、縮小、廃止はある意味においてむずかしい。また、できるものに對しては、先ほど申し上げましたように、臨時資金處理部の廃止は、これはすなおに廃止をお願いしたい、こういうことでございす。

伊藤彌生 ところでまだ膨大な具体的問題がたぐさあるわけですが、一括して私のほうからまとめてお伺いしたいと思つて、信用金庫の事業免許その他の監督権限は将来都道府県の行政能力充実に見合つて知事へ機関委任、これに対する大蔵省の公文による御意見は反対、それ

からいわけゆる経済協力行政についても大蔵省は反対。「対外経済協力審議会の改組」、この意見に対しては大蔵省は反対。外務省への新たな任務の付与、これも大蔵省は反対。なお、いまお伺いした主計局法規課の整理縮小、以下御説明いただいたようなこと、いずれもこれは反対。それから「融資関係事務の整理縮小」、これも反対。信用金庫にかか事務の都道府県移譲、これも大蔵省は反対。「政府関係機関等の運営についての意見」の中で「自律的運営能力をもたない法人」について、この答申についても大蔵省は反対。なお、予算・会計の改革に関する意見、これは特に大事な問題ですが、「予算の編成、執行の合理化」のうち「財産運営の基本原則確立のための審議機関設置」、これも大蔵省は反対。「予算執行を變更、停止する権限をもつ監査機関の設置」、この意見に対しては大蔵省は反対。あと反対はほとんど続いております。そこで私が伺ひたいのはこういうことなんです。個々の問題を伺ひたいのがねらいじゃないわけですが、臨時行政調査会が前池田内閣時代にかつてない大きな規模で、しかも長い期間を要して慎重審議して、その当時の池田内閣はこれを基本的に尊重するたてまえで、また、これを引き継いだ佐藤内閣も臨調の意見は尊重する態度を堅持してきたわけですが、ところが、各省庁のこの臨調に対する意見を調べてみると、大蔵省もそのうであるように、おのれの省の拡大強化にはみんな賛成しておるわけですが、そして縮小、統合廃止、こういうことにはみんな反対しておるわけですね。ことをかえて言へば、各省庁がみんななわ張り争ひを依然としてやつておるわけで、省の拡大にはみんな賛成である。縮小統合にはみんな反対しておる。そして、大蔵省に限らず——大蔵省はいま申し上げたように反対しておる点がいふぶんあるわけですが、まだ申し上げなかつたけれども、大部分は反対なんです。ところが、最初大臣の基本的なお考えは、臨調の改革意見に対しては大蔵省はこれを尊重する態度で取り組んでおる、こういう意味の御答弁があつたわけですね。

ところが、各省庁もみんなそういう意味の御答弁しないわけなんです。そこで私が特にお伺ひしたいのは、それでは旧態依然としてなわ張り争ひを各省庁がやつておる間は臨時行政調査会の答申はとうていこれは実現されないであらう、こういうことを考えるわけですが、そうだとすると、あれだけの長い期間を要してかつてない規模で相当の国費を費やして臨時行政調査会を開いても、これは何の意味もないではないか。基本的には尊重するとは言ひながら、個々の問題になると非常に問題があるわけですね。非常に意見が多いわけですが、反対意見が大部分です。そこで、検討を要するということも相当ありますけれども、この検討を要するといふのを掘り下げてみると、ほとんど反対に近い検討を要するで、賛成はほんの一部、統合拡大された場合に賛成という態度をとつておるわけですが、こういうことではせつかつくの臨時行政調査会の答申も意味がないではないかということをお伺ひしておるわけですが、この点に対する大蔵大臣としてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(田中角榮) 臨時行政調査会からの答申は基本的に尊重するという政治的には責任を負つておるわけですが、しかし、膨大なものでございまして、急激に現状を變えるということもできませんので、でき得るものから手をつけよう、こういう閣議の申し合せでございす。私もそのように考えております。ただ、事大蔵省に關しましては私は大蔵大臣をやつておりますから、大蔵省の機構を廃止するなら廃止してよろしい、こういうたてまえで私は検討したわけですが、この答申そのまゝをいま直ちに実行するといふことは不可能であるという考え方でございす。これは国民の税金を守つていくためにはいまのような組織、長い伝統の上に立つた組織は必要であるといふことを遺憾ながら考えざるを得ません。それはいろいろな制度をつくつて大蔵省だけが

確かに大蔵省は世界的に見ても強い構成によっておりますから、そういう意味でこれをばらばらにしたほうがいいという意見もありませんが、やはり憎まれるというところがどこかに必要だ。だが憎まれる、それが国民の税金に責任を持ってやるのか、こういうことになりまして、とにかく現在予算の編成でもあれだけ血道をあげてやるわけですが、予算を返納するとか縮小するとか動きはほとんどないのでございませう。みんな使ってしまう。もって出せ、もってあるだろう、こういう感じの人、またこういう感じの機構を幾らつくっても私は国民の利益を代表するわけにいかぬ、こういうたてまえで、やはりわれわれも野にありますがときには大蔵省を目のかたきにしたものでありますが、行なってみると情まされる人がちゃんと存在してまあ何とか守られているのだなということがよく理解できます。で、これは我田引水じゃありません、もっといい機構があるならばそれに移すという誠意はございますが、どうもいまいちこれを抜本的に改善していくというところはむずかしいという段階は私の申し上げたとおりでございます。ただ、もっと行政機構、これはとにかく複雑である、複雑でありますから、書類とか法律とか、そういうものからまず簡素化をして——だんだん複雑になってしまつて十人の国民に対して十人の警察官とか教職員とか、いろいろな行政をやる人が一対一になつてしまふ、こうなつてはどうにもなりません。ですから、私は行政機構の簡素化は絶対に必要だということでは私は十分感じております。去年でも、わずかのベースアップであります、これが地方庁だけで地方財政の中で平年度化すれば千八百億になるわけでありまして、一千億や一千二、三百億の減税をやつた、とにかくちよつとした調整だけで二千億になんたとする月給がふえる、こういう状態から考えても、うんと行政の簡素化をしなければならぬ、こういう考えでございますので、政府でも臨時行政調査会の答申も十分読みながら一つ一つできるものから簡素化してま

いりたいという基本的な考えでありますので、実効はいますよがあらがいませんが、御了解をいただきたいと思ひます。

○伊藤道君 次は、提案理由の説明に基づいて二、三お伺いしたいと思ひますが、まずお伺いしたいのは臨時貴金属処理部の廃止についてです。これは説明によりまして、終戦後連合国占領軍によって政府及び民間から接収された貴金属等はどのくらいあったのですか。金とか銀とかダイヤモンド等に分類されておりました、その概要をごく簡明にひとつ御説明いただきたい。

○説明員(向井正文君) 接収された数字が幾らかというお尋ねでございますが、実は私も接収された数字というものを正式に占領軍のほうから引き継ぎを受けておりません。私も承知しておりますのは、占領軍が接収いたしました、あるいは一部は国内の産業用のために配給する、あるいは一部はこれは日本の戦争中の占領国から持つてきたというので、そちらに返還するとかいろいろいろいろなことがありまして、そのあと日本政府に引き継いでまいりましたその数字からあとが私どもがはつきり承知している数字でございます。金は概略百トン、銀千七百トン、ダイヤモンド十六万一千カラット余り、その他白金、その他若干ずつでございます。

○伊藤道君 次にお伺いいたしますが、終戦当時占領軍等によって貴金属類とか貴重な文化財、こういうものが相当数海外へ持ち去られたというようなことを聞いています、こういう問題について政府としても調査されたのか、一体あるのかないのか、あるとすればどうということなのか、こういう問題についてお聞かせ願ひたい。なるべく御答弁は簡明にひとつ要点だけをおっしゃつてくだされ、わからぬものはわからぬで結構です。

○説明員(向井正文君) 私どもそうした調査をいたしましたことがございませんので、ちよつとお答えいたしかねます。

○伊藤道君 そこでさらに伺ひますが、この占領軍によって民間から接収されたのは一体どういう形で行なわれたのであるかということですね。

○説明員(向井正文君) 形という意味がちよつとよくわからないのでございますが、目的でございます。よくわからぬのでございませうが、目的でございます。質問の意味がわかりかねるということですか。

○説明員(向井正文君) やり方といひますと……。

○伊藤道君 占領軍によって民間から接収されたわけですね。接収はどういう形で行なわれたものか。

○説明員(向井正文君) 接収の目的等については必ずしも明確でございせんが、想像いたしますと、あるいは賠償の用に充てるというような目的があったのじゃないかというふうに考えられる面もございます。それから接収されたものはもう日本政府、政府関係のいろいろな法人、民間の法人、個人あらゆるものを対象にして接収したのでございませう。現実問題としましては、当時まだ軍政がしかれる前でございまして、第八軍というものが日本の占領をやつていた当時だと思ひます。が、直接軍の関係者がそれぞれの出先に参りました、そこで接収をいたしております。

○伊藤道君 時間があまりありませんので、次の問題をお伺いしますが、保険部の新設に関してこれは提案理由にあるわけですが、民間企業では企業年金としての適格退職年金制度を実施するものが多くなつてきたようだが、その概要についてお伺ひしたいわけですが、さらにこの問題と関連して厚生年金保険法の改正によって調整年金制度が実施されるようになると、先ほどの適格退職年金との関係は一体どうなるのか、これらの年金制度の将来の見通しはどういう方向へいくのか、そして将来は地震保険の創設ということも考えられるのではなからうかと思ひますが、この地震保険については一体どういうことになっておるのか、一括で簡単に要点だけをお答えいただきたい。

○國務大臣(田中角榮君) いま大体保険がどんな状態になつておるかということをお簡単に申し上げますと、保険の保有契約高は三十八年の数字で申し上げても、戦前に比して実質価値は生保、損保等合わせて両方とも三倍強に達しておるわけでございます。保険の種類も非常に多様化しております。企業年金保険とか、原子力保険とか、自動車損害賠償責任保険とかいろいろなものがございます。新種保険の数だけで二十三種あるわけでありまして、損害保険につきましては百五十種類もある、こういうことで非常に多様化しております。しかもこの保険は他の金融機関、銀行局が所管しておりますものと性質は違つたために、保険部という独立したところで所管することが最も合理的だ、こういう考え方に立つておるわけでありませう。地震保険につきましてはようやく審議会の答申もいたしまして、地震保険は非常にむずかしいこと、長いこと懸案になつておりましたが、新潟地震を契機として私も事務当局に検討を命じ、これが実現方をはかつてまいりました。まあ、答申もいただきましたのでこれは充足する、こういう考え方でいま進めておるわけでございます。

○伊藤道君 次にお伺いしたいのは税関関係についてですが、これも提案理由の説明を伺つたわけですが、先ほど指摘申し上げた臨調の答申に対しては、大蔵省は私からも指摘したように、反対が多かつたわけですが、大体税関の機能強化に關しての臨調の答申に対して、大蔵省側もおおむね賛意を表明しておるわけですね。そこで具体的にこの税関に対してどの程度検討されたものか、この税関の機能強化についてですね。この説明によりまして、今回の改正案で税関職員は百四名増加ということになっておるわけですが、それからさらに長崎税関は最近事務量の増加に対応するために鑑査部を設けるということがあげられておるわけですね。この程度の定員で労働過重にならないか、こういう問題について一括お伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(田中角榮君) 具体的な問題につきま

しては関税局長からお答えいたすことにいたしました
すが、税関は非常に事務量が膨大になっておりま
す。しかし、港灣の施設とかその他の近代化、合
理化もあわせて行なわれておりますし、また、税
関の検査の方法も科学的な方法とか、また設備の近
代化、機械化、こういうものも行なつて今日に
至っております。今回の改正案で百四十人の定員を
増していただきたいということでありまして、こ
れは必ずしもこれで万全であるという考えではご
ざいせんが、荷物のあるところ、ないところとい
うもので、人員の異動とか適正な配置というこ
とも考えておりますので、いまよりもよくなる
し、また、実情に合うような税関をつくつてまい
りたいという基本的な態度で整備をはかつており
ます。しかし、税関の仕事が非常にふえておりま
すので、急激に機械化するといつても、税関の仕
事の特長性がございまして、そうばかりいきま
せんし、人員につきましては最小限の要求とい
う状態でございます。

○伊藤道君 次にお伺いしたいのは、最近特に
悪質なピストルとか麻薬の密輸事件が多く出てお
るようですが、当局ではどういふような取り締ま
りをやっておるのかという点と、検査の
概要を簡明に御説明いただきたいというこ
と、それから密輸をも含めて違反事件の捜査とか
あるいは摘発、こういうことはきわめて困難であ
るといふことを承つておるわけですが、こ
ういふことの捜査、摘発を困難にしているものは
一体どういふことなのか、そしてこの対策が
あるならばどういふことを考えておるのか、こ
ういふことをひとつ簡明にお聞かせいただきたい。

○国務大臣(田中角栄君) 具体的な問題は局長か
ら答弁申し上げますが、なかなかうまくいきま
し、摘発は非常にむずかしいことではありま
す。特にこのごろ日本人の中で、そういうのはよ
ろしくないと思ひますが、出かけるときからもう
靴の底を二重底にしておいてその中にいろいろな
ものを入れてくる、非常に困つたことであります
が、摘発をされると非常に損をするので、

おやめなさいといふことを非常に出るときも要請
するんですが、ときどきそういうことがございま
す。ただ、そんなものよりも問題はピストルの持
ち込みとか、麻薬の持ち込みでございまして、麻
薬は情報がないとなかなか取り締まれないという
のが世界的な例でございまして、これはやはり国際
警察といひますか、現地に人をやつてひとつ国際
的に協力をして、国際捜査網といひますか、そ
ういふものをもつと発達せしめていって、日本も
それに加わつていくといふようなこともしなければ
ならないだらうといふふうに考えます。このこ
ろ税関に關しましては皆さんが取り締まりが手き
びし過ぎて待たせる、待たせることはよろしくな
いといふんですが、悪いことをしなければ待たせ
ることはないんですが、どうもそこが悪循環でござ
います。ですから、私もできるだけ税関はス
ムーズに人が、荷物が通れるようにしなさい、こ
う言つておりますが、日本はそういう意味で取り
締まりをしても、取り締まりする価値があるくら
いにいろいろな持ち込みがある、こういう特殊性
もあるわけでございます。犯罪防止、密輸につ
きましては重大な関心を持ちまして、新しく近代
的な捜査方針も立てて、できるだけ摘発に万全を期
しておるという状態でございます。

○伊藤道君 次に国税庁関係について、これは
提案理由の説明を承つたわけですが、そのことに
關連して一点お伺いいたしますが、行政管理局で
は直接税を中心とする税務行政の監査を行なつて
おるわけですが、そしておまな問題点については、
二月十一日に大蔵大臣に対して改善方の勧告をし
ておるわけですが、この勧告に対する大蔵省側とし
ての所見についてはいかがなのか、このことにつ
いて要点だけを簡単に御聞かせいただきたい。
○説明員(喜田村健三君) お話の行政管理局の報
告につきまして、国税庁といたしまして十分検討
いたしました。その結果、行政管理局が非常に詳
しく御監察なさつたために、その監察の内容は国
税庁が従来努力、改善いたしております方向と全
く軌を一にいたしております、基本的には方向

を一にいたしております、われわれといたしま
しては非常に意を強くした次第でございます。ま
た、今後税務行政の改善の方針として非常に有効
なものと考えておりました、具体的なこまかい問
題につきましては、いろいろ今後こうした勧告の
趣旨、示唆を十分くみ取りまして、税務行政の適
正化の改善に役立てたい、こう考えております。
○伊藤道君 それでは時間の關係もありますか
ら、最後に一点お伺いいたしますが、今回の改正
で税務職員を二百名増加することになっておるわ
けです。これで税務事務については遺憾なく実施
できるのか、また、労働強化になるような心配は
ないのか、こういうことについての御説明と、さ
らには、それとあわせて、かつて国税庁では各税
務署ごとにその年度の徴税目標を、ノルマのよう
な形で割り当ててこれを履行させたために、零細
な事業者の中では無用の摩擦を受けた方があつた
と聞き及ぶわけですが、本年度はいろいろな事情
で、説明によりまして、自然増収を多く望めない
と予想されると、こういうおりにからでもあるので、
またこのようなノルマのようなことが強行される
と、特に零細な企業などは非常に容易ならぬ事
態になるのではなからうかということが憂慮され
るわけですが、こういうことについて大蔵省として
のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(田中角栄君) 課税は適正に行なうべ
きでございます、ある一定の目標を立てて、そ
の努力目標に合うように徴税強化を行なうといふ
ようなことは誠に慎まなければなりません、か
ようなことは過去のことでございまして、現在目標
を掲げて割り当て徴税を行なうといふようなこと
は内部的にもやっております。現に、私からも
過去のやり方は一切ないといふことだけは明らか
にいたしております。
それから今年度お願いいたしました二百人の国
税の職員、これは年度末における欠員が多数ござ
います、これとあわせて、ちょうど一年間
税務大学に入れて優秀な税務官吏をつくる、こ

いうことでございます。また、こういう高い教育
をして優秀な税務官吏をつちかうといふこと自体
が国民の納税に便利になるように、徴税強化など
という考えではなく、納税者の利便も十分はかれ
るような高度な税務職員をつくつていくという考
えを基本にいたしております。二百名増員してい
ただいた分も税務大学に入れる者でございますか
ら、そのように御理解を賜りたいと思ひます。

○光村善助君 大臣の答弁の中から、私は別に反
対意見を述べたわけではないのですが、私も下級
公務員をやつたことがありますが、臨調の言つ
ておる、何でもつぶしてやれ、ただ国民にこびる
ためにつぶしてやれといふ意見には賛成はできま
せんが、ただし、大蔵省が自分のところの権限を
広げることに非常にやっきになつていやしないか
といふ点は、そういう点があるのじやないかと思
ひます。私は二年ほど前に本会議で大臣に質問
したことがありますが、たとえば郵政省が簡易保
險の金をだいたい集めておる。それを自分のところ
で運用したいと言つても、財政投資は大蔵省が
一本でやらなければならぬのだと言ふ。理屈は
わかりますが、ある程度こういうものなれば、
郵政省に簡易保険で集めてきた金は権限を委譲す
るといふこともできるのです。そういうことは
やらずに、何でも大蔵省でやらなければいけな
いのだという考え方が私たちに一つは納得できな
いのです。そういう面でも何でも自分のところで、
大蔵省でやらなければいけないという考え方、こ
れが私はもう一つわからない。

もう一つの点はさつき税関の話が出ましたが、
確かに最近旅行客が悪くなつて密輸をやつてけ
しからぬものも出ておる、善良な者は迷惑しま
す。また、新聞にも出ておるやうに、税関吏員と
いふものの横柄な態度、新聞にも出ております
が、私もこれにひつつかつたことがあります。国会
議員だから目こぼししてくれといふことは言いま
せんが、議員だといふことがわかつていてなにし
たのです。しかもこれは外国に行つてゐる人が日
本の人に物をたのまれるのです。写真なんかです

ね。チョコレートなんか、こういう封がしてあったら、私はこれはたのまれ物だと言っても、写真なり、その封を切ってしまう、こういう税官史もいるのです。確かに悪いやつはどんどんひっくらなければいけないが、そういう点で税官史が非常に横柄だということもありますから、税関長は特に注意して、そういうことのないようにしていただきたい。

もう一点は、ここで東京造幣局に次長さんをおかれるというのですが、一造幣局東京支局というところは何人いるのですか。次長さんをつくってどういう仕事をされようというのですか。この三点についてひとつお伺いします。

○国務大臣(田中角栄君) 大蔵省は何でもやらなければならぬという考えはございません。これは誠に真まなければなりませんから、そういう基本的な考えはございません。簡保の自主運用とかいう問題、これは私も郵政大臣をやりましたので、大いにそれを強調した立場もございします。現在だんだんそれが拡張されておることとありま

す。これは資金が潤沢であるかどうかという問題に關係がございしますし、資金の統一運用、効率運用というために一本でやろうというようなことから資金運用審議会で意見を聞いてやるようになり、その上に簡保の一部自主運用がだんだんと広げられておることとありま

す。この間の事情はひとつ御了解いただきたいと思ひます。第二の税関の問題、これは確かにそのとおりでありまして、どうもむずかしい問題でございします。特に相手を犯罪人であるというふうな認定のもとにそういう態度をとる、これは誠に慎まなければならぬこととありまして、これから税関職員に対しての指導を十分やってまいりたいと思ひます。

第三点の問題は事務的な問題でありますから、事務当局からお答えいたします。

○政府委員(村上孝太郎君) いま造幣支局の点について調べておりますが、現在の造幣局の機構は、局長が大阪に

おられまして、東京にも工場がございします。本省との關係その他工場の管理關係の仕事をしていただいております。そういう關係で、東京支局は工場管理の上に理財局その他の本省との關係も非常に忙しいということで、その責任者を一人つくりたい、振りかえてございしますけれども、そういう意味で置くわけでありま

す。○光村基助君 これは支局長がおるわけでしょう、東京には。それにまた次長までつくらなければならぬという理由を聞いています。

○政府委員(村上孝太郎君) その仕事の關係で現在まで支局長が一人でやっておりますけれども、最近における硬貨の需要その他いろいろの仕事の繁忙をきわめておりますので、そこで支局長の補佐人を一人置きたいということとありま

す。○委員長(柴田榮君) ほかに御質疑はございせんか。――ほかに御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柴田榮君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任を願ひます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(柴田榮君) 速記を起こして、十分間休憩いたします。

午後三時十分休憩
午後三時三十分開会

○委員長(柴田榮君) 休憩前に引き続き、これより委員会を再開いたします。

昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案、及び、昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入りま

す。政府側からは、鍋島大蔵政務次官、半田日本専売公社監理官、秋吉給与課長、深草国鉄部長、中村財政課長、山口日本専売公社職員部長、豊原国鉄常務理事、十河国鉄厚生課長、田中電気通信参事官が出席いたしております。御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○伊藤頼道君 本案に關連して、以下二、三の問題についてお伺いをいたします。

まずお伺いしたいのは、共済組合の民主的な運営、こういう課題のもとに、二、三お伺いしたいと思ひますが、このことについては、第四十六国会の当委員会の附帯決議に、共済組合連合会の役員並びに評議員会の構成について政府はすみやかに善処せられたい、こういう旨が要望されておるわけ

です。この点に關して、政府はその後いかにうな措置を講じたのか、この点について具体的に回答いただきたいと思います。

○説明員(秋吉良雄君) 共済組合の民主化、特に連合会の民主化につきましては、三十一国会におきましても附帯決議をちょうだいいたしましたし、また、前国会におきましても参議院において附帯決議をちょうだいしたわけであります。この問題につきましては、連合会の、特に共済組合の相互扶助方式にかんがみまして、民主的な運営が行なわれるということとは、これは最も望ましいわけ

でございます。問題は、連合会という、単位組合の連合体であるという組織からいたしまして、この民主的な方法がどのように法制上また事務上調整されるかという問題でござい

ますが、私

ども、十分この問題につきまして検討いたしたわけでございます。

まず、問題の御指摘は、評議員会に二名の代表をそれぞれ加えたらどうかということが御質疑があったかと思ひます。これにつきましては、やはり単位共済の連合体でございしますから、したがって、評議員会につきましては、各組合を代表する者が一人ずつが集まって評議員会を構成するとい

うのが、やはりたてまえとして正しいのではないかと、ふうに考えられたわけでございします。しかしながら、附帯決議の趣旨もございしますし、そういった法制上のたてまえを抜きにいたしまし

ても、よりよく、またよりストレートに組合員の意思が反映するような方法が別途な角度からないかというふうなことも、私も検討いたしました。これにつきましては、とにかく各共済組合の運営審議会の主管者側の代表である委員と、それから組合員側の代表である委員と、つまり各共済組合の運営審議会のそれぞれ一名ずつ、つまり二名の方々が御参集いただきまして、たえて申しますと、共済組合の連合会の事業計画を作成する場合、本年度で具体的に申し上げますと、昭和四十年度の事業計画を三月につくるわけでござい

ますが、その際におきましても、今度の新しい試みといたしまして、特に、何と申しますか、まだ新しいことばではございせんが、連合方式と申しますか、事実上、そういった各共済組合の運営審議会の委員が二名ずつ御参集願って、活発な御議論をいただき、その意向を反映するよう事業計画等も作成したわけでございまして、これにつきま

しては、三回も会合をいただきました。鋭意そういった民主的な運営に沿うように努力しているし、今後ともそういった考えのもとに検討を続けてまいりたい、かように思っております。

ころなんです、まだまだ言うべくして民主化が具体的にはまだしの感もあるわけですが、実際の運営が、こういうことをあわせ考えられて、ひとつ早急に文字どおり民主的な運営が遺憾なくなされるようにさらに一段と具体的な面でひとつ努力いただきたいということを強く要望申し上げておきたいと思っています。

そこで引き続きお伺いいたしますが、次に年金の増額についてお伺いしたいということですが、共済年金の増額は従来恩給の改定に準ずるものとして行なわれてきてあるわけですが、今回は新法部分にかかわる年金についても改定が行なわれることになっておいて、将来はその新法による共済年金制度が中心になっていくわけでありまして、そこで従来のように恩給の改定に準ずるといような消極的な態度ではなくして、ひとつこの態度をかなり捨てて、共済組合が独自の立場から自主的にインシアをとっていくように当然いたされるべきだと考えられる。この点に対して政府はどのようにお考えになり、どのように取り組んでおられるか、こういう点をお答えいただきたい。

○説明員(秋吉良雄君) 御指摘のように、新法年金は昭和三十年に新しい共済組合ができて、従前の恩給から全く社会保険に脱皮した新法年金制度として発足しておるわけでありまして、したがって、思想的には恩給と新法年金は相当な開きがございます。全く御指摘のとおりでございます。しかしながら、新法年金が発足しましたとはいえず、従前の恩給公務員期間に該当する部分につきましては、恩給の期待権あるいは既得権といえますか、そういったものを尊重するたてまえのもとに、そういった過去の恩給公務員期間につきましても、具体的に申しますと、三十四年の十月前の期間につきましては、これは恩給制度をそのまま取り入れております、経過的に、そこで好むと好まざるにかかわらず、そういった恩給公務員期間につきましては恩給制度の計算方式をそのまま採用いたしております関係上、どう

してもその恩給公務員期間の分に対応いたしますものにつきましては恩給に追随せざるを得ないというたてまえになっております。そこで、そのウエートは一体どの程度であるかということでございますが、これは今度の二割アップ、恩給の二割アップに関連いたしますと約九八%、これが恩給公務員期間でございます。九八%でございます。

したがって、新法年金だけ独自の改定案というわけにもなかなかまいらない。九八%のものが恩給公務員期間でございますから、どうしても恩給に追随せざるを得ないという現段階でございます。しかしながら、仰せのように、将来新法年金はむしろウエートが高くなり、それが中心となるような時代となりました場合には、これは新法年金といたして自主性を持って独自の検討をいたすことは当然でございますが、なお、この新法年金と恩給の調整の問題につきましては、さきわい現在総理府に公務員年金制度連絡協議会という制度がございます。それらの制度を活用いたしまして、十分密接な関連を持って今後とも検討いたしたいと、かように思っております。

○伊藤道雄君 次に、年金のスライド制についてお伺いしたいと思うのであります。今回の共済年金の増額に關しては社会保障制度審議会が答申を出しておるわけでありまして、その一端に、各種の年金に対するスライド制の確立及びこれに伴う負担の關係について各制度を通ずる原則の確立を急ぐべきである、こういう意味の答申がなされておるわけですが、そこでこのことについてお伺いいたしますが、諸外国ではすでに年金のスライド制を実施している国が相当あると見ておるわけですが、そこで、各国の実情をこれは簡明にお願いたしたいのですが、このことについて御説明いただきたいということ、このスライド制に關する政府の考え方、スライド制に対しては当局はどのようなお考えを持っておられるのか、その点を明確にしたいと思っております。

問題になるわけですが、ILOで採択しております——一九五二年でございしますが、これによりますと、生計費に相当な変動、一般所得水準に相当な変動がある場合に検討を加えるものであるというのがILOの採択基準になっております。したがって、制度といいますが、考え方をもちろん日本においても受け入れておりまして、そこで、今度の恩給の改定あるいは年金の改定あるいは厚生等の改定が行なわれておることは御案内のとおりでございます。そこで、かりにスライド制なるものが何かの一つにリンクをいたしまして自動調整的に引き上げをするという意味のスライド制ということにいたしますならば、各国の例を申し上げますと、これも実は諸外国の詳しいデータ等は実はないのでございますが、既存のラフな資料で申し上げたいと思っておりますが、したがって、ちょっとその点は責任ある御答弁はできかねると思っておりますが、一応私も手元にあるラフなメモ程度なことで申し上げますと、アメリカにおきましては消費者物価にスライドするということになっております。しかしながら、一定率の開きがあった場合にはそれまで持つていくというような率で多少容認されておるような点がございします。それからフランスの場合は、これはむしろ給与ベースに考え方をとっておるようでございます。それからスエーデンの場合は物価指数、それからデンマークも物価指数じゃないかと思っております。これもちょっと責任ある答弁じゃございませんが、その点御承知いただきますが、それからイギリス、西独の場合は、特にそういったスライドは採用していません。そのときそのときの実情によつて検討するということになっておるのではないかと考えております。これは私どものラフなメモによる外国の実例でございます。

そこで、今後日本政府としてはどういうふうなスライド制を考へるかという御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、年金の実質価値が下落しないように、それを維持するように適切な配慮をするということは従前もやっておるわけですが、今回御審議をいたしておるとおりでございますが、かりにそれがスライド制が自動調整的なスライドということでありましたならば、この年金の、共済年金、厚生年金、公的年金全体を通ずる問題でございますが、そのリンクする場合は基準がはたして消費者物価がいいか、あるいは生計費がいいか、あるいは給与ベースがいいか、恩給につきましても、在職者公務員ベースについては非常に技術的なむずかしい問題があるといような御指摘もあるようでございます。また、そういった全体の組み合わせがいいか、いろいろ基準のとり方があろうかと思っております。が、しかしながら、共済年金の場合よりむしろ生活にもっと直接的に密着しておる生活保護のほうがむしろ先にスライドをやるべきじゃないかという議論も起こると思っております。それからまた、恩給もございします。それからまた、援護法関係もございします。そういった単に公的年金のみならず、そういった全体の問題のスライドということも当然起こるべき問題だと思っております。そこで、その場合に、基準を何に求めましょうか。引き上げる場合に、一体それに伴う各組合員の負担能力がはたしてあるかどうかという問題もございします。それから、恩給とかそれ以外のもの、特に財政負担を伴うようなものにつきましては、はたしてそれに見合うような長期的な財政の見通しがあり得るかどうかなというような問題にも当然ぶつかってくると思っております。そういった、この問題についてはいろいろな角度から問題点が出てまいるかと思っておりますが、いずれにいたしましても、年金の実質的な価値が下落しないように今後とも適切な配慮を加えるということは当然でございますし、公務員年金制度連絡協議会等において十分検討しなうかならぬ問題だと、かように考えております。

○伊藤道雄君 次に、追加費用の負担問題についてお伺いいたしますが、その提案理由の説明を見ますと、新法部分にかかわる共済年金の増額に關する費用については、労、使、国、この三者負担となつておるようですが、この年金の費用につい

ては本来賃金部分に属するものである、こういう考え方も成り立つと思うのです。また、物価の上昇等による貨幣価値の下落というものは政府の経済政策のひずみによるものであると考えられる。こういう考え方に立つと、その責任は一つにかかって政府にあると言わなければならない。こういう観点に立つて、そこでこういうことに考えを及ぼすと、当然に増額に要する費用については全額国庫負担でいくのが当然であると言わなければならないわけでありますが、そういう考え方に對する政府のお考えはどうか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○説明員(秋吉良雄君) 新法年金の引き上げに伴う追加費用は、これはすべて国が負担すべきではないかという御指摘でございますが、新法年金は、御案内のように社会保険に脱皮したわけでございます。そこで、現在の社会保険の根幹でございます厚生年金保険は、やはり過去におきまして、今度の改定を入れて、六回にわたる累次の改定を行なつてきております。その場合に、既裁定年金の引き上げによる追加費用はすべて三者負担の原則で今日まで賡々行われているわけでございます。したがって、共済年金も社会保険の一環でございます。そこで、社会保険の根幹でございます厚生年金のスタイルに合わせざるを得ないというたてまえをとらざるを得ないわけでございます。

それから、御指摘の、物価が上がった、それで政府の責任であるという観点に立てば、当然国が持つべきではないかという御指摘でございますが、そういう立場に立てばそういう御議論も出ようかと思ひますが、物価が上がると、賃金も上がり、それから組合員の負担能力も上がつておるといふようなこともございまして、またさらに、共済の場合で申し上げますと、特に共済組合の場合には、過去の、つまり既裁定年金の受給者、そういった過去の組合員の方から蓄積された種々の保険施設があるわけでございます。そういった保険施設を現在の組合員が均てんを受けているわけ

でございますし、やはり、過去の組合員のそういったものは現在の組合員が負担し、また、現在の組合員のもは将来の組合員が負担する。そういった統制の社会連帯性ということがやはり社会保険においては基調として要請されるのではないかと、かように考えられるわけでございます。したがって、新法年金の追加費用はそういうルールに従ひまして、三者負担とせざるを得ない、こういうことでございまして。

○伊藤道雄君 なお、この問題に関連していろいろな角度から聞きたいと思ひますが、時間の関係もありますから、あと二、三お伺いすることとどめますが、この年金の増額による費用負担の問題は、将来においても引き続き問題ある問題として残ろうと思ひます。

そこで、お伺いいたしますが、この三者負担の原則については、将来においても政府としてはこれを責んでいく所存であるのかどうか。また、先ほど私がお伺いしたように、貨幣価値の下落は、政府の経済政策のひずみに関係もあるという、そういう考え方に立てば、当然に国が全額負担してしかるべきだ、こういう問題も出てくるわけでございます。そこで、過去の問題を私はいま言っているのではなくて、将来前向きな姿勢でやはりこの問題は全額国庫負担をしよう、こういう方向で極力ひとつ一段の努力をしてみたい。同時に、この問題をひとつ明らかな方向に持っていくためのさういふ一段の努力を願ひたいと思ひます。こういう要望を兼ねて、将来一体どうするのか、こういう問題を御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(秋吉良雄君) 現在の新法年金に伴う追加費用を三者負担にした場合に、どの程度財源率に影響があり、また、組合員の掛け金率の負担に影響があるかということでございます。それは、幸いにも新法年金の部分は、先ほど申し上げましたように、ほとんど大部分——九八％は恩給公務員期間に對應いたしております関係上、影響は全くございせん。しかしながら、将来におきましては、御指摘のように、当然そういう事態が起こるわけ

でございます。その場合にどうするかということでございますが、そういった場合におきましては、私どももいたしましては、社会保険全体、特に公的年金全体、厚生省の厚年、そういった他の社会保険との制度上の関連、同様の取り扱い措置との関連を考慮しつつ、また国の財政能力、それから組合員の負担能力、そういった点を総合的に勘案いたしまして、今後ともそういう負担関係については検討したい、かように考えております。

○伊藤道雄君 次に伺ひたいと思いますが、常勤的非常勤職員の間、通算問題が一つあるわけですね。今回の改正で、かつての常勤的非常勤職員期間が通算されることになったわけですね。これによつて適用される職員の数は一体どのくらいあるのか。これは分けると全面通算の方もあるし、また資格期間だけの分もあるわけですね。二つに分けて、ごく概要だけでも結構ですから、御説明いただきたい。

○説明員(秋吉良雄君) 常勤的非常勤の組合員期間の算入の問題につきましては、前国会において附帯決議をしようだいたしたわけでございます。その際、私どももいたしましては、つぶさに実情を調査した上で十分検討いたしなうという態度でおつたわけでございますが、よく考えて見ますと、この問題は実情を調べることもさることながら、やはり理論的に割り切つて制度上解決すべき問題が多々あるというところで、具体的なケースの点まで入らずに、理論的、制度的に割り切つて救済措置を講ずる考えだということでございます。したがって、したがって、的確な数字は答えにくいと思ひますが、私どもの一応手元にありますラフな数字で申し上げますと、この問題につきましましては農林省と林野庁においてある程度の調査がされております。したがって、農林省と林野庁のそういった当局の数字を申し上げます数字と申しますと、約一万人以上ということに相なつております。林野庁につきましては二万四千

人程度、農林省は一万二千人程度、そういった数字をいただいております。建設省につきましてはまた実情を調査してないというふうに承つておりますから、その点私どもも把握していません。この数字は常勤的非常勤職員期間の全部を通算になる数字でございます。これ以外にいわゆる年金受給資格期間として救済の対象になる公務員もこれ以外に起こり得ると思つておりますが、これについての調査はまだいたしていません。以上でございます。

○伊藤道雄君 そこでさらに伺ひたいと思いますが、この通算の際に職員期間が引き続かなかつた者に対しては資格期間だけということになつておるわけですね。かつて非常勤体制では実質的に引き続いていても形式的に中断するような形態をとつた者もあるやに聞いておるわけですね。そこで、お伺いするわけですが、こういうことになると、あとで調べる場合に当時の実情は完全にとらえられないと思ひますが、調査の実情はどうなつておるのか、この点を御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(秋吉良雄君) 具体的に立証の段階になりますと、それ相應の心証を得なくてはならぬわけでございます。それが、だれが心証を得るかというところでございまして、これは具体的に関係当局でございまして、大蔵省ではそこまでは関与しないという事態があつたという心証を得るようなデータ等で考えられて、それを連合会の年金部で裁定をするという形になります。そこで問題の御指摘はおそらくそういった客観的な具体的な事例が相当出るんじゃないか、その場合にどうするか、あるいは形式と実体が合わないという場合も相当あるんじゃないか、そこでその場合にどうするかという問題かと思ひますが、これにつきましては、どこまでも給与につきましてはやはり形式よりも実体が優先すべきでございます。そこで、実体に対応するよう、なおかつ、それ相應の心証が得られるようなかつたところでこの問題を運用し

てまいりたい、かように考えております。

○伊藤道君 次にお伺いしたいのは、医療費等の短期給付に要する費用の負担問題、この点について一点だけお伺いしておきたいと思いますが、医療費等の短期給付の費用の負担割合は現行では労使折半となっております。しかしながら、社会保障制度の現状から見て、国として負担を大幅に考へるべきではなからうかと、こういうふうな考へられるわけです。で、このことについては一体大蔵省としてはどのように考へておられるのか、大臣お見えにならぬので、ひとつ政務次官からこの点について御説明をいただきたいと思ひます。

○説明員(秋吉良雄君) 政務次官の前に、事務的にちよつと御説明いたしたいと思ひますが、短期給付、特に医療保険の問題でございますが、これにつきましては、御案内のように、労使折半で五〇、五〇の負担割合になっております。国庫負担はございません。これに国庫負担を導入すべきじゃないかという御議論も、これはかねてからある問題でございます。そこで、なぜ長期給付にあって短期給付にないかということでございますが、長期給付におきましては何せ雇用関係が断ち切られたあととこのまでの給付でございます。したがって、雇用関係後の問題まで手を伸ばすわけでございます。したがって、社会保険主体である公経済、国といたしましては負担をいたしておるわけでございます。短期給付につきましては、特に医療保険につきましては、雇用関係継続中の事実でございます。したがって、従前労使折半ということになってきております。しかしながら、御案内のように、短期給付のものにつきましても、日雇い健保だとか、あるいは国民健康保険につきましても所要の国庫負担がございます。日雇い健保につきましても三五〇、國庫につきましても調整交付金を入れて三三〇の國庫負担をいたしておるわけでございますが、その理由をいたしましては、やはりそういった日雇い健保それから國庫につきましても、低所得階層を主体としておるというような特殊性にかんがみ

まして、特に國の負担の手を差し伸べておるといふわけでございます。そこで、今回医療費の増高にかんがみて短期給付についてはどうするかという問題でございますが、何せこれはもとになる薬剤の半額負担がいかに、あるいは総合報酬制がいかにというような基本的な問題、現在保険三法につきましても、社会保障制度審議会、社会保険審議会に諮問をし、その答申を待っております。十分ひとつ慎重に検討したい、こういう状況でございます。

○伊藤道君 次に、角度を変えてお伺いしたいのは、共済組合の非更新組合員に対する通算措置、この問題についてお伺いしたいと思ひますが、これは國家公務員共済組合の長期給付に関する施行法、地方公務員に対する同じく施行法、公共企業体等職員組合の施行法、こういう一部改正によつて外國政府職員、それから外國特殊法人職員であつた者に対する共済年金の支給に關してそれぞれ前歴期間の通算が公金法の改正に即応して行なわれたわけです。この措置は、いずれも改正の前後にわたつて在職した、いわゆる更新組合員に対する措置であつて、それぞれ関係法律の施行日以前の退職者及び施行日以後の新採用者には適用がないわけです。これは不合理ではないか、こういう問題があるわけです。この点はどういうふうにお考へになつておるか。

○政府委員(深草克巳君) ただいまの外地の鉄道その他政府機関、これらの人の通算問題でございますが、仰せのように、当時組合以外に適用されていなかったという点でございます。それは新しい法律、社会保険的な新法に移りましてから、従来の既得権を尊重しなければいけないという議論がございます。恩給法あるいは旧令の共済組合、これを既得権として引き継いでまいつておるわけでございます。そして、その後新しく入りましたといふか、外地から帰つたといふような者につきましても、この新法の制定當時には組合員でなかつたといふ

ような関係もございまして、当時組合員で、新法に移りました當時に組合員であつた者のみを、過去の既得権を尊重しようといふこととございまして、その人についてその後のいろいろな改正が行なわれておりますが、仰せのように、そのときに組合員であつた者のみしか行なわれていない、あくまで既得権の尊重ということだけであります。

○伊藤道君 一部御指摘ございましたが、これらの施行日以前退職者の中には、恩給公務員は恩給法の適用を受けて通算措置が講ぜられておるから、これは問題ないのですが、ただ雇用人であつた方は旧共済組合法の適用を受けておつたがために取り残されて通算措置が講ぜられていない。これは公務員公平の原則に反するのではない、か。こういう立場からお伺いしておるわけなんです。この点は何とか恩給法の適用を受けた方が通算できるようなことと考へるうちに、雇用人であつた方にも何とかこれは通算措置が講ぜられてしかるべきだ、そういう角度からお伺いしておるわけなんです。これに対するお考へはいかがですか。

○政府委員(深草克巳君) 雇用人の話が出ました。雇用人は恩給法の適用を受けませんが、旧共済組合法、旧令の共済組合法の適用は受けておるわけでございます。その点につきましては、同じ更新組合員であれば、引き継ぎといふんです。通算ができておるわけでございます。で問題は、たとえば恩給法で戦地加算がついて、それが今度の共済組合員、更新組合員につきましても取り入れられておる。しかし、雇いにつきましても恩給法上の加算が旧令の共済組合法でございせんので、落ちておるといふようなことが大きな違ひになつておるわけでございます。この点につきましても、やはり新しく社会保険に脱皮しました共済組合の性格から申しますと、ただ更新組合員で過去の恩給制度及び共済組合制度をその時点において引き継いだといふことだけでございまして、過去にさかのぼりまして、更新組合員以外の者にまでそういった恩恵を与えるといふことにつきましては、すでにおやめになつた方々の処遇の問題、そ

の他死亡された方の更新組合員以外の方の人のバランス、こういった問題もありまして、影響が非常に重要かつ広範でございますので、いまのところ、御趣旨のような改正をすることは困難ではなからうかというふうな考へております。

○伊藤道君 このことは恩給法がそれぞれ共済組合に切りかえられて、恩給法の通算措置に即応して共済組合法等でも通算措置を講じたわけですが、切りかえ前に恩給公務員でなかつた者で、すね、問題は、恩給公務員でなかつた者は恩給法の適用外であつたがために取り残されてしまつたわけですね。そこでお伺いするのは、その恩恵に浴し得なかつた結果となつた方々は、まことに形式にとらわれた法規改正で、恩給法改正の精神にそぐわないと思ひます。この恩給法改正の精神にも反するし、何とかこれはひとつ改善にすべきではないか、こういう形になつたのは一つの政府の大きなミスではないか、こういうことは指摘できると思ふのです。この点はいかようにお考へになつておるか。

○説明員(秋吉良雄君) 國有鉄道部長の答弁で盡きておるわけですが、共済の新法の年金制度ができましたゆえんのは、御指摘のように、國家公務員法を受けまして、そういう身分差があるのはおかしいじゃないかというふうな問題、それから特に公共企業体におきましては、公社制度になりました際に、経過的に従来の公務員につきましても恩給は適用になる、それから同じ公社職員につきましても片や共済制度、しかも、公務員の場合には任官という制度がございまして、公社の場合には任官とない。つまり公務員でなくとも、公社から、そういった機会も与えられていないといふようなことからいたしまして、そういった公務員法の精神を受けまして、新しくそういった公務員、雇用人の身分を撤廃いたしまして、新しい年金制度をつくるべきだ、いわゆるマイヤース勸告等も参考にいたしまして、新しい年金制度ができただけでございます。この点については、御案内

のとおりでございますが、その際に、制度といたしまして、従前の恩給公務員期間に対応するものについては、これは恩給という既得権、期待権はございまして、したがって、経過的に、そういう三十四年以前につきましては、恩給制度をそのまま取り入れざるを得ない仕組みになるわけでございまして、と同様に雇用人につきましては、やはり昭和二十三年以後適用になっておりまして、旧国家公務員共済組合員に対する、雇用人に対する共済制度そのまゝを経過的に取り入れざるを得ない仕組みになっておる。昭和三十一年以後におきまして、御指摘のように、そういった公務員についての身分的な差別を撤廃するという制度になつたわけでございまして、経過的には一時点を限りましては、どうしても片や恩給制度をそのまま取り入れざるを得ないわけでございまして、そこで恩給制度については戦時加算という、これは昔からそういう制度があつたわけでございまして、雇用人の国家公務員共済組合員制度については、そういった加算制度はなかつたわけでございまして、しかし、一方におきましては、たとえて申しますと、恩給の場合には、休職とか停職になりました場合には給付が二分の一になりますけれども、共済の場合には満額、そういったいろいろな問題がございまして、この問題は、なかなか制度的にそういった仕組みで新法年金が経過的に旧制度をそのまま取り入れておることからいまして、はなはだ困難な問題ではなからうかと、かように考えております。

これはひとつ公平の原則で同等に扱うべきではないかという考え方が当然出てくるわけですが、この点についてはいかようにお考えになっておるか。

○説明員(秋吉良雄君) 御指摘のように、公平の原則に立ちまして、公務員、雇用人を通じて新しい年金の共済組合員制度は三十四年以後にできたわけでございまして、それ以前の段階におきましては、既往の制度を取り入れざるを得なかつたわけでございまして、その意味におきまして、過去にさかのぼって全体を統一するということはなほだ困難な問題かと思ひますが、なお研究いたしたいと思ひます。

後ずつと組合員であつた人につきましては、いろいろな恩給法の改正その他の改正に準じました適用をしておるわけでございしますが、それ以前におよめになった、つまり更新組合員でない人につきましては、遺憾ながらいろいろなそのほかの影響もございしますので、御趣旨に沿ひかねておるというのが実情でございまして。

○伊藤道雄君 ところで現実の問題として、旧満鉄職員であつて引き揚げ後国鉄に入社しておつた方が相当するわけですが、現実の問題として、国鉄はその人事の資格構成が他の公社、官庁と異なつておつて、恩給公務員は三割、雇用人は七割であつたがために、定員に抑制されて満鉄職員で恩給公務員相当の者が国鉄の雇用人に採用されたり、あるいは生活のためやむなくこれに甘んじておつた方が相当あるわけですが、そのうち相当の者が新共済法の切りかへ前に退職しておる。これらの者は旧共済組合員であつたがために、通算の恩恵に浴し得ない。こういうことはきわめて不均衡ではないかと思ひますが、この点はどうか。

○伊藤道雄君 ところで、私はお伺ひしておるのは、国鉄に入つた場合のことをいまお伺ひしたわけですが、ところが、国鉄以外の他の公社に入社した方々及び公務員となつた方々は、前歴によつて恩給公務員に採用されて通算措置を受けておる。ところが、たまたま国鉄に採用された方々は、いわゆる人事の資格構成が他の公社、官庁と異なつておる、そういうことから当然に恩給公務員として採用される方々であつても、そういう採用をされなかつた。そのために通算措置を受けていない。これはきわめて不合理ではなからうか、こういう点をお伺ひしておるわけなんだ。これは当然にこの不均衡は是正して通算措置を講ずるのが至当ではなからうか、こういう角度からお伺ひしておるわけですが。

は、公企体職員等共済組合法は、その所管が、あるいは運輸省あるいは郵政省、ときに大蔵省、この三省にわたつて回り持ちになっておるのが現状です。法案の担当省が持ち回りになっておるといふことは、いろいろな観点からきわめて不都合ではないかと、こういう見方もありますし、この際、担当省を一本化するべき要望も相当各方面からあるわけですが、この問題について政府としては基本的にどういうお考えをお持ちおるか、お聞かせいただきたい。

○伊藤道雄君 ところで現実の問題として、旧満鉄職員であつて引き揚げ後国鉄に入社しておつた方が相当するわけですが、現実の問題として、国鉄はその人事の資格構成が他の公社、官庁と異なつておつて、恩給公務員は三割、雇用人は七割であつたがために、定員に抑制されて満鉄職員で恩給公務員相当の者が国鉄の雇用人に採用されたり、あるいは生活のためやむなくこれに甘んじておつた方が相当あるわけですが、そのうち相当の者が新共済法の切りかへ前に退職しておる。これらの者は旧共済組合員であつたがために、通算の恩恵に浴し得ない。こういうことはきわめて不均衡ではないかと思ひますが、この点はどうか。

○政府委員(深草克己君) お尋ねの点は、満州から帰られて、同じ政府関係機関、あるいは政府機関に就職された人の採用時の身分、あるいは採用後の身分の問題じやなからうかと思ひます。仰せのように、最初は、極端な人は臨時人夫、それから雇ひとかいうようなやつで経過したわけでございしますが、そういう人も日を送るに従ひまして普通の者と同じような待遇を与えてまいつております。御案内のように、そういう人が法律でございします前にやめになった場合には適用がございしませんので、現在と申しますか、三十一年当時すでに組合員であつた者につきましては、雇ひだろふとならう同様の取り扱いをいたしておるわけですが、その点につきましては変わりはなかつたというふうにお伺ひしております。

○伊藤道雄君 次にお伺ひいたしますが、年金増額に要する費用の負担問題について、今回の公企体職員等の年金増額に要する費用負担については、恩給公務員期間、それから旧法等の組合員期間にかかわるものは公企体が金額負担すると、こういうことになっておるわけですが、これは将来もこういう増額問題が必ず起ると思ふのです。この場合、追加費用を公企体だけで負担するといふことになる、公企体の財政上きわめて憂慮すべき問題が起きてくるのではなからうか。こういう点が当然に考えられるわけですが、この点について

○伊藤道雄君 特にお伺ひしたいのは、恩給法の運用においては社会福祉的色彩が加味されておるわけですが、ところが、社会福祉の性格が最も顯著であるべき共済組合法において、昔の身分によつてかかる不均衡な取り扱いが残されておるということ、これはきわめて不合理ではなからうかと、こういうふうにお考えられるわけですが、そこで、やはりこれは何とか改善がなされるべきではないか、当然

○伊藤道雄君 最後、公企体共済組合の問題を一、二お伺ひいたしますが、まずお伺ひしたいのは、

○伊藤道雄君 次にお伺ひいたしますが、年金増額に要する費用の負担問題について、今回の公企体職員等の年金増額に要する費用負担については、恩給公務員期間、それから旧法等の組合員期間にかかわるものは公企体が金額負担すると、こういうことになっておるわけですが、これは将来もこういう増額問題が必ず起ると思ふのです。この場合、追加費用を公企体だけで負担するといふことになる、公企体の財政上きわめて憂慮すべき問題が起きてくるのではなからうか。こういう点が当然に考えられるわけですが、この点について

ではどのようにお考えになっておられるか。

○政府委員(深澤克己君) 仰せの、今後新法年金あるいは旧法年金の年金の改定が行なわれた場合に、国鉄をはじめとします三公社の財源にどういう影響があるかというお尋ねでございますが、専売公社につきましては、これは国庫納金との関連で、実質的にこれの費用がふえますと、国庫納金の上納が減るというような因果関係があるわけでございますが、その他、国鉄、電電につきましても、極端に大きな年金改定が行なわれずと、財政の影響は免れないことでございます。で、金額公共企業体の負担といふのは、一つは使用者の立場の公共企業体、一つは公経済の主体——国にかわって事業をやっておるという立場で、理論的には二つに分けられておりますが、従来の沿革、あるいは恩給法当時恩給法の関係をやはり国鉄の特別会計が負担し、それを運賃にはね返らしておったというふうなきさつもございまして、理論的にはいろいろ問題がありますが、ただ、将来大きな財政問題となったときに、実質的に公経済の主体たる公社の負担をどうするかという問題につきましても、実はこの法律を諮問をいたしましたたわけでございますが、そのときにも答弁いたしました、将来大きな額になって、国民に運賃としてあるいは電話料金としてはね返らせることが妥当かどうかという点に申します、真剣に検討しなければいかん問題だというふうに考えております。

というふうなことは避くべきではないか、国が当然ある部分を負担してしかるべきだ、これは国家公務員の場合も、地方公務員の場合についても同様であるということをご指摘したいわけですね。このことに対する政府としてのお考えをひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(秋吉良雄君) 現在のたえまは三者負担ということになっておりまして、まず三者負担の長期給付で申し上げますと、一五％は公経済が持つ、あと残りの八五％をそれぞれ労使が折半する。したがって、公経済主体として一五％、使が四二・五、労が四二・五、こういう形になっております。そこで問題は、国が持つべきか、あるいは公経済主体が一部負担すべきかという議論に尽きるかと思ひます。この問題につきましては、これはかつて地方公務員共済組合法の制定の過程において相当の議論がなされたところでございまして、先ほど先生御指摘になったように、地方公務員共済組合法におきましては、やはり公経済主体としての地方公共団体が負担するのだというたてまえに現在なっております。したがって、いまして、現在のたてまえは、そういった社会保険主体は何も国ではなく、それぞれの公経済が持つのだというたてまえになっております。国鉄等におきましては、一種の租税負担的な、独占的な料金収入という制度があるわけでございますが、したがって、そういった意味からいたしまして、社会保険主体として社会保険を推進する立場にあるのは、何も国に限らず、公経済が主体になってしかるべきだという政府の考え方でございます。

○国務大臣(松浦周太郎君) 御指摘の点につきましては、額が非常に大きくなった時分に、またあらためて検討をお願いしようと思ひます。

○伊藤道雄君 これは大臣、よくその質問の意味がわからないで、適当に答弁なさっております。質問の意味がわかっていますか、まずそれからお伺いします。

○国務大臣(松浦周太郎君) ようやくわかりました。御承知のとく、四十五万人もおるところで、いまのような御質疑の点については、それは額が非常に多くなりますから、そういう場合にはさらに私どものほうで検討いたしましてこれに応ずることのできるようにいたしたいと思います。

まあやれることは、できるだけ要することには金を出すつもりでございますが、現在いろいろなものがございますので、国民の税金を使うわけでありまして、やはりあり余るという場合ではなく、いづれが優先するかという評価の問題もございまして、現在の段階において国が負担をするということをおし上げる段階ではありません。

○伊藤道雄君 それでは最後に御要望申し上げておきますが、いまこの追加費用の分を現状のまま公企体だけが負担するということ、今度公企体のほうはお手上げになるということが考えられるわけですね。そこで、そうしますと、かたしなにか、そういうことをお伺いしておるわけじゃないのです。こういう問題が問題になっておるから、ひとつ追加の費用については国も将来できるだけ負担しようという前向きな姿勢で今度十分検討していただきたい、そういう意味でいまお伺いしたわけですね。そういう誠意はございませうか。

○国務大臣(田中角栄君) まあ公共企業体等はこれを維持していくためには、私はそういう国で負担するということよりも、金を安く貸したり、また補助金を出したりいろいろな制度がありますから、この制度の中でこれを負担するかどうか、またその企業体そのものを国が維持していくためにどうなるのかという問題もあつたので、比較検討してみなければならぬ問題であります。いづれにいたしましても、私としては勉強いたして一向差しかえないと思ひます。

○委員長(柴田栄君) ほかに御質疑はございませうか。——ほかに御発言もなければ、両案の質疑は終局したものと認め、これより両案を一括して討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○伊藤道雄君 私は日本社会党を代表いたしました、ただいま議題となつております二法律案について賛成するものであります。しかしながら、本法律案をもつてもなお十分でない点がありまして、この二法律案に対してそれぞれ自民、社会、公明各党共同提案による次の附帯決議案を提

○伊藤道雄君 時間の関係もございまして、最後に一点お伺いいたしますが、いまお伺いしたように、追加費用を公企体だけで負担するということは、将来にわたって禍根を残すということから、これは当然国としても負担することが考えらるべきではないか。このことについては、地方公務員の場合も全く同様であつて、地方財政にも悪影響を及ぼすことが容易に察知されるわけですね。そこで、何とか追加費用を公企体だけで負担する

○伊藤道雄君 せっかく運輸大臣お見えになつておるので、これは運輸大臣に重大な関係があるわけですね。追加費用を公企体だけで持ったら、公企体が今後財政上非常に苦しい羽目に追い込まれるのではないかと、そういう運輸大臣に同情した発言であるわけですね。そこで運輸大臣としてはこのことについていかようにお考えかということをお聞かせいただきたい。

○国務大臣(田中角栄君) あなたの御考えはよく理解できますが、こういう制度をつくり出すときに、一体こういうときの負担は国が行なうのか地方が行なうのかという問題を議論をして、最終的には公経済主体といふんです、その企業体が負う、こういうことになっておりますので、いまの時点におきましては、やはり現状維持がいいと思ひます。何でも国々といひますが、このごろ財政も非常に多端でございますし、そういう意味で、

○委員長(柴田栄君) ほかに御質疑はございませうか。——ほかに御発言もなければ、両案の質疑は終局したものと認め、これより両案を一括して討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○伊藤道雄君 私は日本社会党を代表いたしました、ただいま議題となつております二法律案について賛成するものであります。しかしながら、本法律案をもつてもなお十分でない点がありまして、この二法律案に対してそれぞれ自民、社会、公明各党共同提案による次の附帯決議案を提

出いたします。

まず、附帯決議案を朗読いたします。

昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の諸点につきすみやかに検討の上善処すべきである。

一、物価の値上り、生活水準の向上並びに現職公務員の給与に即応して年金額を引き上げよう、スライド制の確立とその財源措置について検討すること。

二、共済組合の年金額引上げは、従来、恩給法の改正に追隨してきたが、将来は、共済組合の自主性を考慮して措置するよう検討すること。

三、本改正案の三年に亘る段階的増額の措置は、極力短縮するよう措置すること。

四、短期給付については、医療費の増加に伴う組合財源の困窮及び組合員の負担増加の現状にかんがみ、これが健全化及び組合員の負担の緩和をはかるため国庫負担の導入について検討すること。

五、国家公務員共済組合及びその連合会の民主的運営について、第四十六回国会における委員会の附帯決議の趣旨を早急に実現すること。

昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の諸点につきすみやかに検討の上善処すべきである。

一、物価の値上り、生活水準の向上並びに現職組合員の給与に即応して年金額を引き上げよう、スライド制の確立とその財源措置について検討すること。

二、共済組合の年金額引上げは、従来、恩給法の改正に追隨してきたが、将来は、共済組合の自主性を考慮して措置するよう検討すること。

昭和四十年五月十九日印刷

ること。

三、本改正案の三年に亘る段階的増額の措置は、極力短縮するよう措置すること。

四、短期給付については、医療費の増加に伴う組合財源の困窮及び組合員の負担増加の現状にかんがみ、これが健全化及び組合員の負担の緩和をはかるため国庫負担の導入について検討すること。

右決議する。

ただいま朗読いたしました二つの附帯決議案のうちで一項と三項については、先ほどの恩給法の一部改正法案に対する附帯決議と同趣旨でありますから説明を省略いたします。

その他二項の自主的な共済年金の引き上げ措置と、四項の医療費等短期給付に関する国庫負担制度の要望は、現在の共済組合制度にならざるべき役割りを考慮すれば当然のことと考えるわけであり、五項の連合会等の民主的運営については、すでに当委員会の附帯決議等において繰り返し要望してきたところでありますが、まだ解決されておられませんので、この際重ねてすみやかな解決を要望するものであります。

以上私の討論を終わります。

○委員長(柴田栄君) ほかに御発言もなければ討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案、昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案、以上両案全部を問題に供します。両案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柴田栄君) 全会一致と認めます。よって両案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました附帯決議案について採決をいたします。

昭和四十年五月二十日発行

まず、昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議を議題といたします。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柴田栄君) 全会一致と認めます。

次に、昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議案を議題といたします。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柴田栄君) 全会一致と認めます。よって附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し田中大蔵大臣、松浦運輸大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。田中大蔵大臣。

○國務大臣(田中角榮君) ただいま御決議になりました事項は、いずれも重要かつ困難なものでございまして、御趣旨によりまして、できるだけすみやかに結論を出すよう十分検討いたします。

○委員長(柴田栄君) 松浦運輸大臣。

○國務大臣(松浦周太郎君) ただいまは、昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案につきまして、慎重御審議の上御採決をいただきましてありがとうございます。なお、これに関連いたしました御決議をいただきました事項につきましては、重要かつ困難な問題ではございますが、御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長(柴田栄君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、先例により、委員長に御一任を願います。本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十三分散会

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〔参照〕

(小字及び一)は衆議院修正の部分)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月一日から施行する。ただし、第四十九条第一項の表の改正規定は、昭和四十年四月一日から適用する。

五月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(予備審査のための付託は二月十七日)

一、昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案(予備審査のため付託は三月十七日)

第二十号中正誤

ハシ 段行		誤	正
二二	技術事業団	技術協力事業団	
二七	終わ	あるかと	
二八	あるかと	あわせて	
二九	あわわて	他方	
三〇	地方	再開	
三一	再会	どうしても	
三二	どうして	縛って	
三三	しつぽて	あります	
三四	りあます	続けて	
三五	終わ	公団法	
三六	りか	公団	
三七	ら三	取り	
三八	受り		